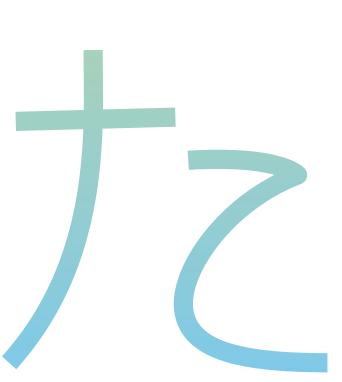


これからのいわた



これからもいわた





E 3

第2次磐田市総合計画

後期基本計画

令和4年度~令和8年度



安心できるまち、人が集まるまち磐田市の創造を目指して

磐田市長 草地 博昭

磐田市は、海と山に囲まれ、自然豊かで温暖な地で、いつの時代も多くの人々が暮らし栄える歴史と文化のまちです。

近年、グローバル化や情報化により、世界は目まぐるしいスピードで動いています。地方自治体を取り巻く 社会経済情勢や課題も常に変化しており、従来と同じ施策では対応できないケースが増えています。

これからの市政運営に臨むにあたっては、乗り越えなくてはならない課題は多くありますが、その中でも「4つの大きな変化とその対応」として、「人口減少・少子高齢化社会への対応」、「デジタル社会への対応」、「SDGsの考え方と自然環境への対応」、「コロナ禍への対応」があると考えており、これらについては、当市を含め、全国の地方自治体が課題と向き合い戦っています。

そのような中で、「第2次磐田市総合計画」を策定してから、早いもので5年が経過しました。計画においては、まちの将来像であります「たくさんの元気と笑顔があふれるまち磐田~今までも、これからもずっと磐田~」を実現するため、さまざまな施策を展開してきました。当初の計画で掲げた基本構想を継承しつつ、新たに「5つの安心プロジェクト」を加え、「安心できるまち、人が集まる磐田市」を目指し、次のステージである「後期基本計画」をスタートさせることになります。

新型コロナウイルスの感染拡大というこれまでに経験したことのない危機の中で迎えた令和3年、私は、ウィズコロナ・アフターコロナを見据え、令和4年度からの5年間の計画ではSDGsの概念を取り入れた「誰一人取り残さないまちづくり」を進めるとともに、医療・福祉・子育て・教育などの市民サービスをより向上させるため、デジタル・トランスフォーメーションやダイバーシティ&インクルージョンという時代の変化に対応し、組織やルールを変革することで、世代を超えて個々を尊重し合い支え合える社会や市民一人ひとりが活躍できる社会を目指して施策を展開していきたいと考えています。

まちの将来像を実現するためには、市民の皆さま一人ひとりに、シビックプライド(市民の市に対する愛着や誇り)を持っていただくことが不可欠であり、新たな時代に向けて、市民の皆さまと対話を重ねることで互いに高め合いながら、全力で「心の拠り所になれるようなまち」を目指します。

最後に、後期基本計画の策定にあたり、市民意識調査やパブリックコメントなど様々な機会を通じて貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆さまや、計画策定にご尽力をいただいた磐田市行政経営審議会の委員をはじめ、多くの皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和4年3月

目 次

第1章	1 策定の趣旨	1
はじめに	2 計画の期間	1
	3 計画の構成	2
	4 本市を取り巻く環境の変化	4
	5 将来人口の推計	8
	6 後期基本計画とSDGsとの関係性	10
	1	
第2章	1 計画の体系	13
分野別計画	2 5つの安心プロジェクト	14
	3 分野別計画の見方	16
	分野 〕 産業・雇用・観光・移住定住	18
	分野 2 自治・スポーツ・文化・歴史・共生	28
	分野 3 子育て・教育	36
	分野 4 福祉·健康	44
	分野 5 防災・消防・安全安心	54
	分野 6 都市基盤・環境	60
	分野 7 行財政改革	72
	_	
資料編	資料1 中期財政計画	80
	資料2 総合計画と関連する下位計画	83
	資料3 基本施策とSDGsの関係	94
	資料4 5つの安心プロジェクトと分野の関係	96
	資料5 策定経過	98
	資料6 磐田市行政経営審議会条例	99
	資料7 磐田市行政経営審議会委員名簿	100
	資料8 用語解説	101

第1章 はじめに

01

策定の趣旨

総合計画とは、長期的な展望に立って本市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けて総合的かつ計画的なまちづくりを進めるために実施する施策や事業の体系と内容を示したものであり、本市における最上位の計画です。

本市では、平成29年(2017年)度に基本構想(計画期間:平成29年度~令和8年度)及び前期基本計画(計画期間:平成29年度~令和3年度)からなる第2次磐田市総合計画を策定し、まちの将来像「たくさんの元気と笑顔があふれるまち 磐田 ~ 今までも、これからも ずっと磐田 ~」の実現に向け、施策や事業を計画的に推進してきました。

第2次磐田市総合計画の策定から5年が経過し、この間、少子高齢化と人口減少の進行や新型コロナウイルス感染症の世界的な流行、Society5.0*の実現に向けた情報通信技術の進展のほか、地球温暖化をはじめとする環境問題や激甚化する自然災害、国際連合が提唱する持続可能な開発目標(SDGs)*の取組みの広がりなど、本市を取り巻く社会経済情勢が変化し、その対応が求められています。

こうした中、前期基本計画の計画期間が令和3年度末をもって終了することから、本市を取り巻く様々な課題や社会経済 状況の変化に適切に対応するとともに、令和4年 (2022年) 度以降の5か年で取り組むべき各分野の基本的な方向性を明ら かにすることを目的に、後期基本計画を策定します。

02

計画の期間

後期基本計画は、令和4年(2022年)度から令和8年(2026年)度までの5年間の計画とします。



後期基本計画は、基本構想に掲げる「まちの将来像」の実現に向け、「まちづくりの基本理念」及び「まちづくりの柱」のもと、 施策を計画的に進めるためにその内容を具体的に示すものです。これらの関係について体系的に表すと次のようになります。

まちづくりの **体系**

まちの将来像

たくさんの元気と笑顔があふれるまち 磐田 ~ 今までも、これからも ずっと磐田 ~

まちづくりの基本理念

未来のまちづくりを担う「人づくり・地域づくり」を進めます

まちづくりの柱

然と歴史・文化のま

ものづくりとスポーツのませ

子育て・教育のまち

安全・安心なまち

基本計画(分野別計画)

まちづくりの柱

たくさんの元気と笑顔があふれるまち 磐田 ~ 今までも、これからも ずっと磐田 ~

本市には、豊かな自然、脈々と受け継がれてきた歴史・文化、元気な産業、全国レベルのスポーツなど、多くの恵まれた資源があります。これらの地域資源を活用することで、地域、企業、住む人、みんなが元気で、たくさんの笑顔があふれ、多くの方が「住んでよかった」「住み続けたい」と言われるようなまち、発展・成長しながらも、磐田らしさを持ち続けるまち、「たくさんの元気と笑顔があふれるまち 磐田 ~ 今までも、これからも ずっと磐田 ~」を目指します。

未来のまちづくりを担う 「人づくり・地域づくり」を進めます

まちの将来像を実現するためには、明るく元気なまちをつくる原動力となる「人づくり」と「地域づくり」に加え、人口減少や少子高齢化などの社会環境の変化、SDGs*やSociety5.0等の新たな時代の流れに対応していくことが必要です。

後期基本計画では、本市を取り巻く環境の変化に適切に対応し、前期基本計画に引き続き4つの「まちづくりの柱」を目指し、まちづくりの基本理念を推進することで、基本構想に掲げる「まちの将来像」の実現に取り組みます。

「まちの将来像」を実現するため、「まちづくりの基本理念」の下、今後、重点的に目指していくまちの姿を示したものです。

ものづくりと スポーツのまち

地域に根ざした産業や経済活動が盛んで、市民が気軽にスポーツを楽しみ、スポーツを通した健康づくりや地域経済の活性化が図られ、活気あふれる「ものづくりとスポーツのまち」を目指します。

子育て・ 教育のまち

安心して子どもを生み育てられる環境の充実を図るとともに、次代を 担う子どもたちが明るい希望や夢を持ち、たくましく育つ「子育て・教 育のまち」を目指します。

自然と歴史・ 文化のまち

本市の有する豊かな自然や歴史・文化を大切に守り、まちの魅力として 高めることで、市民が誇れる「自然と歴史・文化のまち」を目指します。

安全・安心な まち

災害や犯罪、交通事故などに対する不安をなくし、安全で安心して暮らせるまちを目指します。また、地域における支えあいを大切にしながら、高齢者や障がい者など市民が住み慣れた地域で健やかに暮らせる「安全・安心なまち」を目指します。

本市を取り巻く環境の変化

01

人口減少と少子高齢化の進行

我が国の総人口は平成20年(2008年)12月の1億2,809万9千人をピークに減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所*の将来人口推計の出生・死亡中位推計*の結果では、令和35年(2053年)頃には1億人を下回るものと推計されています。また、「人生100年時代」を迎え、出生数の低下や高齢者の増加は今後も進み、令和7年(2025年)には高齢化率が30.0%になると推計されています。

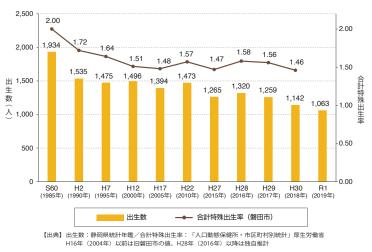
こうした中、本市の総人口は、平成20年(2008年)をピークに減少に転じ、今後も人口減少・少子高齢化のさらなる進行が見込まれており、生産年齢人口の減少による経済活力の低下や社会保障関係費の増大のほか、地域コミュニティの担い手の減少や独居高齢者の増加といった社会的・経済的な課題が懸念されます。また、「ひきこもり*」や「8050問題*」、「ヤングケアラー*」など新たな課題も顕在化しています。

このような状況においては、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや教育の充実、高齢者がいつまでも健やかに過ごせる環境づくりのほか、地域のつながりの再生など、人口減少や少子高齢化が進む中でも、安心して暮らし続けることができるまちづくりが求められています。

■総人口と年齢3区分別人口の推移



■出生数と合計特殊出生率の推移



02

子育て支援ニーズの多様化

少子化が進行する中、共働きの増加や就労形態の多様化、ひとり親家庭の増加などにより、子どもや保護者を取り巻く環境は大きく変化しており、保育需要の高まりや発達に関する相談の増加など、子育て支援に対するニーズは多様化しています。

本市ではこれまで、保育所やこども園の新設等による保育枠の拡大や、こども医療費*の無料化、子どもから若者までのあらゆる相談に対応する「こども・若者相談センター*」の開設など、子育て支援全般において、社会情勢の変化に応じた取組みを行ってきました。

引き続き、安心して子どもを産み育てられるよう、個々の家庭の状況やニーズに応じて子どもや保護者に寄り添う支援を推進することが必要になっています。

9

本市では、「たくましい磐田人」を育成するため、子どもたちの生きる力の育成や地域力の活用、市民が活用しやすい学びの場や環境の整備、国のGIGAスクール構想*に基づく1人1台端末の整備など、ICTを活用した個別最適な学びや創造性を育む学びの実現に取り組んできました。

今後も、子どもたちが将来に向かってたくましく生きていくことができるよう、次 代を担う人材育成の取組みが求められています。



04

安全・安心に対する意識の高まり

近年、地震や大型台風、集中豪雨、竜巻などの自然災害が頻発かつ甚大化し、様々な被害をもたらしているほか、特殊詐欺*等の犯罪や新型コロナウイルスの感染拡大などにより、安全・安心に対する市民の意識はますます高まっています。

本市では、磐田市国土強靭化地域計画の策定・推進や海岸堤防*(防潮堤)の整備など、災害から市民の生命・財産を守る取組みのほか、迷惑電話防止装置*購入費の補助や、新型コロナウイルスの感染拡大の防止、福祉の充実等、市民が安心して暮らすことができる取組みを進めてきました。

これからも、災害に備えた取組みや医療・介護提供体制の確保をはじめ、高齢者や障がい者、子育て家庭など、誰もが安全・ 安心に暮らし続けることができるまちづくりが求められています。

05

地域コミュニティの変化

人口の減少や少子高齢化の進行、個人の価値観やライフスタイルの多様化等により、担い手不足や役員の高齢化で自治会の運営が困難になるなど、課題を抱える地域が増えてきています。

一方で、社会情勢の変化に伴い、個人や地域の課題は多様化・複雑化しており、住民が相互に支え合う地域コミュニティが 果たす役割は、ますます重要になっていくと思われます。

本市では、地域活動の拠点である交流センター*等の整備を進めるとともに、地域の主体的な活動を支援する地域づくり 応援一括交付金制度*の導入など、地域が発展していくための基盤づくりを協働で行ってきました。

今後も、「自らのまちは自らの手で」という意識のもと、一人でも多くの市民が地域活動に携わり、持続可能な地域コミュニ ティの実現が必要となっています。 85 71 /

を取り

歉



近年、地球温暖化が原因とされる猛暑や豪雨などの自然災害が世界各地で頻発 し、生態系にも大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

これらの環境問題に対応するため、国は令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出量を全体として実質ゼロにする、カーボンニュートラル*(脱炭素)の実現を目指すことを宣言し、その動きが加速しています。

本市は、日本有数のトンボの宝庫である桶ケ谷沼をはじめ、森林や海岸、河川等の自然環境に恵まれ、多様な生態系があり、多くの生き物が生息しています。これらの恵まれた自然環境を市民共通の財産として今後も守り育てるため、令和3年(2021年)6月に「ゼロカーボンシティ*」を表明しました。

今後もこの豊かな自然環境を大切にしながら、環境保全と経済成長を両立させ、 より暮らしやすい生活や活力のある社会を形成していくことが求められています。

07

産業・労働環境の変化

本市は輸送用機械器具などの製造業を中心に、その関連企業も多く集積し、ものづくりのまちとして発展してきましたが、製造品出荷額は減少傾向が続き、ピーク時の約6割となっており、今後も人口減少と少子高齢化の進行により、市場の収縮と労働力不足が深刻化することが懸念されます。一方でAI*やIoT*などの技術革新が急激に進行しており、生活の利便性を高めるイノベーションの急速な進展と、勤務する場所に制限されない多様な働き方が広がりつつあります。

本市では、このような産業・労働環境の変化に対応するため、市内事業者の新製品・新サービス開発やオフィス立地に対する支援など、企業の取組みへの支援や雇用の確保に取り組んできました。

これからも、新たな技術や働き方の変化は、企業活動や雇用などに大きな影響を及ぼすことが予測されており、市内企業の競争力の強化や多様な企業の誘致、産業振興・雇用確保などにより、地域経済の持続可能性を高める取組みが求められています。

08

公共施設老朽化への対応

本市では、全国の自治体と同様に、昭和40~50年代を中心に多くの公共施設を整備しました。教育施設をはじめとした公共建築物は、建設から30年以上が経過し、大規模修繕や更新の時期を迎えるとともに、道路や橋梁、上下水道管路などのインフラ資産とともに老朽化への対応が急務となっていますが、今後、これらに要する費用の増大は、自治体にとって大きな負担となることが懸念されます。

こうした状況に対応するため、本市ではこれまで、磐田市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の更新・統廃 合の検討や長寿命化等に取り組んできましたが、今後も、公共施設の最適化に向けた取組みを通じ、多様化する市民ニーズ に対応した行政サービスの水準を確保するため、長期的な視点に立った取組みが必要です。

デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

近年のICTの飛躍的な発展は、私たちの生活に大きな変化をもたらしました。スマートフォンやパソコン端末等を利用したインターネットサービスは、生活に欠かせないものとなっており、AIやIoT、5G*など、急速に進むデジタル技術の進歩は、私たちの生活や社会をより豊かに変えることが想定されるとともに、新たな価値の創出につなげるDX*に取り組むことが求められています。

そのような中、国は、Society5.0の実現に向けデジタル庁*を新たに設置するなど、あらゆる産業や社会における先端技術の活用を強力に推進することとしています。

本市では、AI・RPA*の活用や、市役所窓口での支払いにキャッシュレス決済*を導入するなど、住民サービス向上や業務効率 化を図ってきました。

Society5.0といった新たな社会を見据え、DXによる持続可能な行政サービスの提供や市内企業の競争力強化に向けた取組みへの支援など、市民一人ひとりが快適で活躍できるまちづくりを進めていくことが求められています。

10

多様性の尊重

人々のライフスタイルや価値観が多様化する中、家族や結婚、性などに対する考え方が大きく変化してきています。また、グローバル化の進展によって、国籍や生活文化、習慣の違いなど多様な背景を持つ方が地域社会の中で増えています。

本市には多くの外国人市民が居住しており、定住・永住することを選択する方もいるなかで、日本語教室の実施や地域づくり活動への参加の促進など、外国人市民が安心して暮らすことができ、地域社会の構成員としての役割を果たせるよう支援を推進してきました。

これからも、誰もが個人として尊重され、一人ひとりの個性や価値観等の多様性を 認め合い、その方が持つ個性や能力を発揮することができる環境づくりが求められ ています。



11

新型コロナウイルス感染症の感染拡大

新型コロナウイルス感染症が世界的に流行する中、我が国では、令和2年(2020年)4月に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言*が発出され、日常生活と社会経済活動が大きく制限される事態となりました。学校行事の中止・変更やイベント等の自粛、企業活動の停滞など、社会生活や経済活動に大きな影響を与えています。

一方、感染拡大防止の観点から、リモートワーク*などの新しい働き方の浸透や、教育をはじめとした様々な分野におけるデジタル化の進展など、市民の価値観やライフスタイルの多様化が加速しています。

本市では、地域経済の活性化を目的としたキャッシュレスキャンペーン事業*や中小企業の業態転換や新ビジネスへの支援、 リモート会議*やオンライン研修*を実施できる環境の整備など、新型コロナウイルス感染症による社会・経済状況の変化や 様々な課題に対応し、各種取組みを進めてきました。

今後は、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、顕在化した課題を克服し、ポストコロナ*における「新たな日常」 を構築していく必要があります。

将来人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計に準拠した推計によると、本市の人口は、令和8年(2026年)度には165,566人、令和42年(2060年)度には130,863人まで減少するとされています。

本格的な人口減少社会のなか、本市に住み続けたい、住んでみたいと思われる施策を総合的に展開し、出生数の増加と社会動態*の改善を図ることで、令和8年(2026年)度には165,700人以上、令和42年(2060年)度には135,000人以上の人口を目指します。

推計の条件

- ■合計特殊出生率を令和42年(2060年)までに1.86まで上昇
- ■20~29歳(Uターン世代)の転入を30%増加
- ■25 ~34歳 (結婚・子育て世代) の転出を30%抑制





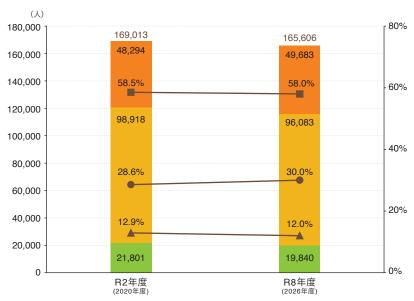




年齢3区分別人口の推計(令和8年度まで)

令和2年度(2020年度)と比較して、総人口が減少するなか、65歳以上の人口は増加、15歳以上65歳未満及び15歳未満の人口は減少し、少子高齢化のさらなる進行が見込まれます。





【出典】令和2年度は住民基本台帳 令和8年度は市独自推計

02

年齢3区分別人口の推計(令和42年度まで)

令和2年(2020年)度と比較して、全ての年齢区分で人口が減少する一方で、15歳以上65歳未満及び15歳未満の割合が減少から維持・増加へ、65歳以上の割合が減少へと、年齢構成の変化が見込まれます。





【出典】令和2年度は住民基本台帳 令和7年度以降は市独自推計

後期基本計画とSDGsとの関係性

2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です



SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成27年 (2015年) 9月の国連サミットで採択された、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指す世界共通の行動目標で、令和12年 (2030年) を年限とする17のゴールと169のターゲットから構成されます。

国は、SDGs実施指針改定版*において、地方自治体に対し、各種計画にSDGsの要素を反映させることや、SDGsの達成に向けた取組みを促進することを求めています。また、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG (United Cities and Local Governments)*は、SDGsの17のゴールに対する自治体行政の役割を次のとおり示しています。

SDGsの取組みは本市のまちづくりと密接に関連する部分が多く、総合計画を推進することはSDGsの達成にもつながるものです。後期基本計画とSDGsの関係性を示すとともに、市民や企業、団体等とのパートナーシップにより総合計画の推進を図ることで、持続可能なまちを目指します。



SDGsのゴールとその内容



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自 治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細や かな支援策が求められています。



飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、 持続可能な農業を促進する

自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行う ことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都 市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。



すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。



ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や 社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性 の割合を増やすのも重要な取組といえます。



すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。



すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な 近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体大きな役割といえます。



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。



強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性 化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出す ることにも貢献することができます。



国内及び各国間の不平等を是正する

差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。 少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。



包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。



持続可能な消費生産形態を確保する

環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室 効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治 体で行うことが求められています。



持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した 汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治 体で汚染対策を講じることが重要です。



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、 砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、 すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて 効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の 参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

第2章 分野別計画

01

計画の体系

後期基本計画では、施策ごとの取組みを分野別に整理するとともに、分野横断的に重点的に取り組む内容を「5つの安心 プロジェクト」として位置づけています。

5つの安心 プロジェクト

- 01 子どもたちの安心
- 02 暮らしと健康の安心
- 03 まちづくりと防災への安心
- 04 未来と仕事の安心
- **05** 安心できる市役所づくり

分 野

分野 01

産業·雇用・ 観光・ 移住定住

基本施策

- 1 元気な農林水産業の育成
- 2 中小企業等の競争力強化と 企業立地の推進
- 3 産業を担う人材の育成・ 就労の支援
- 4 交流人口の拡大と商業・ サービス業の活性化
- 5 ブランドカの強化と シティプロモーションの推進
- 6 移住・定住の推進

分野 02

自治・スポーツ・ 文化·歴史· 共生

- 1 コミュニティと 市民活動の活性化
- 2 スポーツの振興
- 3 文化の振興と 歴史遺産の整備、活用
- 4 学習機会の充実
- 5 共生社会の確立

分野 03 子育で教育

- 1 子ども・子育て支援の充実
- 2 特色ある教育の推進
- 3 子ども・若者の健全育成

分 野

福祉•健康

分野 04

- 1 地域福祉の推進
- 2 高齢者福祉の充実
- 3 障がい児者福祉の充実

基本施策

- 4 健康づくりの推進
- 5 地域医療体制の充実

分野 05 防災·消防·

- 安全安心
- 1 危機管理・防災対策の推進
- 2 消防・救急体制の充実
- 3 市民生活の安全・安心の確保

分野 06 都市基盤:

- 環境
- 1 計画的な土地利用の推進
- 2 公共交通体系と道路網の整備
- 3 良好な住環境の整備
- 4 水道水の安定供給と下水道の整備
- 5 環境にやさしい社会の確立
- 6 快適な生活環境の確保

分野 07 行財政改革

- 1 効率的・効果的な行政運営の推進
- 2 持続可能な財政基盤の確立
- 3 機動的な組織体制の構築と 人材の育成

5つの安心プロジェクト

後期基本計画では、4つの大きな変化にしなやかに対応するため、7つの分野を横断して重点的に取り組む「5つの安心 プロジェクト」を設定し、効果的に施策を推進します。

4っの 大きな変化 人口減少・少子高齢化社会

デジタル社会

SDGsの考え方と自然環境

コロナ禍

まちづくりの基本理念

未来の



うつの安心プロジェクト

安心できるま



子どもたちの安心

子どもたちをど真ん中に 「安心できるいわた」

今を生きる子どもたちや将来生まれてくる 子どもたちのために、子育て家庭を支え、 今悩みを抱える子どもや大人たちが、よ り良く暮らせるまちづくりを進めます。 また、歴史や文化、スポーツなどの地域資 源や、ICTを利用した最先端の教育によ り、令和をしなやかに生きることができ る、たくましい若者に育てます。



主な取組み

- ●妊婦・乳幼児相談やこども・若者相談セン ター事業等の推進による相談機能の強化・ 充実
- ●就園・就学の支援から将来の就労までを視 野に入れた、一貫した発達支援*体制の整備
- ●学府の特色を生かした小中一貫教育の推進
- ●GIGAスクール構想下における1人1台端 末の活用
- ●市内高校生を対象とした「いわた高校生ま ちづくり研究所*」の実施



暮らしと健康の安心

歳を重ねても、障がいがあっても、 病気になっても「安心できるいわた」

誰もが安心して医療や介護を受けられる よう、これからの時代を見据えた医療提 供体制の整備や地域医療のインフラづく りに取り組むとともに、地域包括ケアシス テム*の推進を図ります。

また、障がい者の自立を促進し、「互いに 思いやりを持てる、誰一人取り残さないや さしいまち」を目指します。



●障がい者の一般就労への移行や就労継続の支援

- ●医療や介護など自立した日常生活の支援が包括 的に確保される地域包括ケアシステムの推進
- ●地域活動支援センター*の設置
- ●地域生活支援拠点*の設置検討
- ●「かかりつけ医*」や福祉・介護施設等と市立総 合病院との更なる連携の強化
- ●新型コロナウイルス等の感染症予防及び感染拡 大防止のための予防接種の推進
- ●地域公共交通計画の策定
- ●ボランティア運送*など新たな公共交通体系の研究





章分野別計画 / 02 5 つの安心プロジェクト

たくさんの元気と笑顔があふれるまち 磐田 ~今までも、これからも ずっと磐田~

まちづくりを担う「人づくり・地域づくり」を進めます

ち、人が集まる磐田市

まちづくりと防災への安心

将来まで暮らしが 「安心できるいわた」

市民の生命と財産を守るため、磐田 市国土強靭化地域計画に基づいた防 災・減災対策を進め、災害に強いま ちづくりに取り組みます。

また、地球温暖化防止のためのカー ボンニュートラルの推進や、将来の負 担を抑える公共施設・インフラの整 備及び維持管理を進めます。

主な取組み

- ●磐田市国土強靭化地域計画の推進
- ●海岸堤防の早期整備
- ●中東遠消防指令センター*の指令シス テムの更新
- 上下水道施設の災害対策の推進
- ●カーボンニュートラルの実現を目指し た計画の策定・推進
- ●磐田市公共施設等総合管理計画の推進

04 未来と仕事の安心

10年後へ向け価値を創造し 「安心できるいわた」

地域産業の活性化を図り雇用を創出 するため、企業の新たな取組みや事 業継続を支えるとともに、大学や企 業、関係機関との連携や創業・起業 への支援を推進します。

主な取組み

- ●新規就農者の育成や特産品(海老芋)承 継事業*の推進などによる担い手の確保
- ●新たな工業用地の検討・整備
- 専門的な技術を持つ人材と市内企業に よる兼業・副業等の交流機会の創出
- 創業初期の様々な相談に応じるワンス トップ相談窓口や専門家による創業相 談、就農及び第二創業相談窓口を活用し た創業支援
- ●市内学生の地元就職を支援する事業の 実施

安心できる市役所づくり

市役所を「判断する場所」から 「相談できる場所」へ

若者や子どもたち、世代や性別を越 えた多様な対話を進め、なんでも相 談できる「安心できる市役所」を目指 します。

民間企業との連携や専門人材の活用 を進めるとともに、地域の資源を磨 き、価値を高め、魅力ある地域づく りを推進します。

- ●社会の変化やターゲットに合わせた情 報発信媒体の活用による情報の発信
- ●地域課題の把握や課題解決に向けた 地域計画策定の支援
- ●対話による合意形成などを促進する ファシリテーター*の育成
- 専門職や民間企業出身者の活用
- ●プロジェクトチームの編成など組織 横断的な連携体制の推進
- ●地域活性化のための人材・組織の検

分野別計画の見方

各分野は、複数の基本施策で構成されており、基本施策ごとの内容は次の項目から成り立っています。

▍各分野の最初のページ



●分野 ··············· 記載されている分野名

❷この分野の施策体系 ……… この分野で記載している基本施策及び施策を示しています。

▍各分野の現状と課題、方向性、指標・目標値のページ

₿現状と課題

担い手農業者の育成や経営安定を図るため、さ らなる農地の集積や生産基盤の整備を進めると 本市が保有する地域資源を活用し、交流・関係人 口*の拡大を推進し、地域のにぎわいの促進を図る

40この分野の方向性

多様な業種・業態の企業誘致の推進や、既存産業の経営安定化を図ることにより、性別や年齢に関わらず、 多くの方が安心して働くことができる環境を整備するとともに、本市が持つ価値ある素材(歴史・文化・スポー

⑤この分野の指標・目標値

分野1の指標・目標値は以下のとおりです。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	指標の定義
新規就農者数	5人	20人	農業委員会調査による45歳未満の新規就農者 【R4からR8までの累計】

❸現状と課題 ………… この分野における市の状況や今後取り組むべき課題を記載しています。

④この分野の方向性 ……… この分野における取組みの方向性を記載しています。

⑤この分野の指標・目標値 … 策定時の現状及び目標値と指標の定義(説明)を記載しています。

分野 01

産業·雇用·観光·移住定住

6 関連する SDGs













多数 基本施策 **01**

元気な農林水産業の育成

8 基本施策の方向

担い手の育成や経営の安定化を図るため、農地の集積や生産基盤の整備を推進するとともに、農水産物や産地の認知度を高め、販路を広げる取組みを推進します。

⑤SDGsアイコン ····· 基本施策に関連するSDGsを表示しています。

→基本施策 …… 基本施策名を記載しています。

❸基本施策の方向 …… 基本施策の方向を記載しています。

施策と主な取組み

9 01

担い手の育成・確保を行い"新しい農業"を創出します

本市の農業を支える人材の育成・確保を図るため、新規就農者の育成や特産品(海老芋)承継事業 の実施などにより、新たな担い手の確保を推進します。

また、本市の"ものづくり"企業や静岡県立農林環境専門職大学*等との連携を推進し、様々な 農業課題を解決する新たな取組みを支援します。

10 主な取組み

- ■新規就農者の育成や特産品(海老芋)承継事業の推進などによる担い手の確保
- ■茶生産者の経営安定化に対する支援
- ■農工連携などによる新たな基幹産業等の創出を目指す「未来の農林業」連携懇話会※の推進

❷施策名 ・・・・・・・・・・ 基本施策を構成する施策名とその概要を記載しています。

⑩主な取組み …………… 各施策の計画期間の5年間で実施する取組みのうち、主なものを記載しています。

図题 ①① 產業·雇用·観光·移住定住

この分野の施策体系

基本施策

↑ 1 元気な農林水産業の育成

- 1 担い手の育成・確保を行い "新しい農業"を創出します
- 2 農林水産資源の保全を図ります
- 3 農林水産資源を活かした 魅力の発信を進めます

^{基本施策} 中小企業等の競争力強化と **02** 企業立地の推進

- 1 ビジネスチャンスを創出します
- 2 地域企業の活動を支援します
- 3 企業誘致を推進します
- 4 地場産業の振興を図ります

^{基本施策} 産業を担う人材の育成・ **03** 就労の支援

- 1 求職者等就労支援体制を構築します
- 2 創業・起業を支援します
- 3 若者・女性の就労を支援します
- 4 障がい者・高齢者の就労を支援します

^{基本施策} 交流人口の拡大と **○4** 商業・サービス業の活性化

- 1 観光・交流を推進します
- 2 まちのにぎわいづくりを推進します
- 3 やる気ある個店を支援します

基本施策 ブランドカの強化と **05** シティプロモーションの推進

- 1 情報発信力とブランドカの 強化を図ります
- 2 イメージキャラクターの活用を 促進します

基本施策

- 06 移住・定住の推進
- 1 移住・定住を支援します
- 2 UIJターン就職を促進します

現状と課題

担い手農業者の育成や経営安定を図るため、さらなる農地の集積や生産基盤の整備を進めるとともに、新規就農者の育成や新たな担い手の確保が必要と考えています。

中小企業の経営安定化や競争力の強化のため、 新たな取組みや事業承継を促進していく必要が あります。

多様な業種・業態の企業誘致により、若い世代が働くことができる場所を確保することが重要です。

地域の商店街や中心市街地の活性化を求める声が多くあがっています。地域の方と連携して、活性化に取り組むことが重要です。

本市が保有する地域資源を活用し、交流・関係人口*の拡大を推進し、地域のにぎわいの促進を図ることが重要です。

市民意識調査では、本市に愛着や親しみを感じている割合が増加傾向にありますが、引き続き、誇りと愛着の醸成を図る取組みを推進することが大切です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方移住への関心が高まっています。これをチャンスと捉え、移住・定住につながる取り組みを推進することが必要です。

この分野の方向性

多様な業種・業態の企業誘致の推進や、既存産業の経営安定化を図ることにより、性別や年齢に関わらず、 多くの方が安心して働くことができる環境を整備するとともに、本市が持つ価値ある素材(歴史・文化・スポーツなど)を発信することで、にぎわいづくりと本市への移住・定住や関係人口の拡大を図ります。

この分野の指標・目標値

分野1の指標・目標値は以下のとおりです。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	指標の定義
新規就農者数	5人	20人	農業委員会調査による45歳未満の新規就農者 【R4からR8までの累計】
新たな企業立地件数	7件	20件	1,000㎡以上の立地件数 (太陽光発電事業を除く) 【R4からR8までの累計】
新規雇用者数	381人	1,800人	市独自調査による市内企業の新規雇用者数 【R4からR8までの累計】
観光交流客数	227万人	400万人	市内イベント・各観光関連施設などへの入込み人 数/年
JR磐田駅北口広場のイベント日数	96日	110日	JR磐田駅北口広場のイベント貸出日数/年
関係人口	45,575人	105,000人	ふるさと納税の延べ寄附人数及びSNS (ライン、インスタグラム、ユーチューブ、ツイッター、フェイスブック) 延べ登録者数
転入者数	15人 転出超過	700人 転入超過	年度ごとの転入者の超過人数の累計 【R4からR8までの累計】

分野 01

産業·雇用·観光·移住定住

















基本施策 **()1**

元気な農林水産業の育成

基 本 施 策 の 方 向

担い手の育成や経営の安定化を図るため、農地の集積や生産基盤の整備を推進するとともに、農水産物や産地の認知度を高め、販路を広げる取組みを推進します。

施策と主な取組み



担い手の育成・確保を行い"新しい農業"を創出します

本市の農業を支える人材の育成・確保を図るため、新規就農者の育成や特産品(海老芋)承継事業の実施などにより、新たな担い手の確保を推進します。

また、本市の"ものづくり"企業や静岡県立農林環境専門職大学*等との連携を推進し、様々な農業課題を解決する新たな取組みを支援します。



- ■新規就農者の育成や特産品(海老芋)承継事業の推進などによる担い手の確保
- ■茶生産者の経営安定化に対する支援
- ■農工連携などによる新たな基幹産業等の創出を目指す「未来の農林業」連携懇話会*の推進

02

農林水産資源の保全を図ります

土地改良施設*の整備や長寿命化など農業生産基盤の整備を推進し、生産性の向上を図ります。 また、耕作放棄地の増加抑制や地域の担い手への農地集積を進め、農業の効率化を図ります。



- ■担い手農業者の生産基盤となる農地の確保及び農地集積の推進
- ■耕作放棄地解消への支援及び抑止対策の促進
- ■土地改良施設の整備・長寿命化の推進

03

農林水産資源を活かした魅力の発信を進めます

特産品や産地の認知度を高めるため、ふるさと納税制度の活用や優れた地域資源を活用した地産外商の取組みなどを推進し、販路の開拓・拡大を支援します。

- ■農水産物や産地の認知度を高め、販路を広げる地産外商※の取組みの推進
- ■ふるさと納税制度の活用などによる温室メロンや茶、シラスなど農林水産資源のPR











中小企業等の競争力強化と企業立地の推進

|基 |本 |施 |策 |の | 方 | 向 |

新製品開発、販路開拓やDXなど、地域企業の取組みを支援するとともに、新たな産業の創出や多様な業種の企業誘致を推進します。

施策と主な取組み



ビジネスチャンスを創出します

中小企業の経営力を強化するため、デジタルを活用した生産性の向上などの課題に対する専門家派遣や、新たな製品・サービスの開発や販路開拓への取組みを支援します。

また、輸送機器製造業に次ぐ新たな基幹産業の創出や市内外の企業間連携など、首都圏での情報拠点等も活用し、新たなビジネスの展開を支援します。



- ■新製品の開発や販路開拓への支援
- ■中小企業等への専門的コーディネーター*の派遣
- ■産業振興フェアの開催等による、企業間連携や新分野進出・産業創出の促進

02

地域企業の活動を支援します

企業訪問や関係機関との連携などにより市内企業のニーズや実態を把握し、情報提供をはじめ、地域の企業活動への支援を積極的に行います。



- ■企業訪問によるニーズや実態について調査・把握、情報提供の実施
- ■市内金融機関との連携協定に基づく相互協力体制の推進
- ■新規立地・工場増設・設備投資への支援
- ■専門的な技術を持つ人材と市内企業による兼業・副業等の交流機会の創出
- ■企業の生産性の向上や在職者のスキルアップを図る地域雇用創造事業*の推進



企業誘致を推進します

企業ニーズを的確に把握し、設備投資に要する経費への支援、事業所を設置する際に要する初期費用の支援など、企業が 操業しやすい環境を整備することで、多様な企業の誘致を推進します。



- ■新たな工業用地の検討・整備
- ■新規立地・工場増設・設備投資への支援【再掲】
- ■オフィスの立地に対する支援などによる、多様な業種・業態の企業誘致の推進

04

地場産業の振興を図ります

高品質で付加価値のある産地固有商品の販路拡大を支援するため、関係機関と協力し、製品のPR活動などを推進します。

- ■コーデュロイ*など繊維製品のPR活動への支援
- ■地場産業に関する"ものづくり"技術の発信と人材の育成
- ■ふるさと納税制度を活用した産地固有商品のPR











産業を担う人材の育成・就労の支援

基本施策の方向

女性や高齢者、障がい者などの就労機会の拡大及び求職者への支援を行うとともに、創業・起業及び起業後の経営安定化を図り、働きやすい環境整備を推進します。

施策と主な取組み



求職者等就労支援体制を構築します

ハローワークや静岡県などの関係機関と連携を強化するとともに、求職者と企業とのマッチング機会や就職の促進を図る フェアの開催等により、就労機会の充実を図ります。



- ■雇用対策連絡会議の定期開催
- ■職業総合相談の実施

02

創業・起業を支援します

市、商工会議所、商工会及び地域金融機関等で構成する「チャレンジサポーター磐田」を活用し、専門家による創業相談やセミナーの開催など、創業前から創業後まで伴走型の支援を行います。



- ■創業初期の様々な相談に応じるワンストップ相談窓口や専門家による創業相談、就農及び第二 創業相談窓口を活用した創業支援
- ■起業や起業家同士の交流を支援する「コワーキングスペース*」の活用
- ■女性の起業に向けた講座やフォローアップセミナー等、起業に必要な知識を学べる場の提供



若者・女性の就労を支援します

市内で起業した経営者による小・中学校での授業や、高校生と市内企業との交流授業など、職業観や市内企業に対する 認知度・関心度を高める取組みを推進します。

あわせて、オフィス立地に対する支援等により多種多様な就労先を確保するとともに、企業見学会の開催やインターンシップ情報の発信などにより、学生をはじめとした若者や女性の就職を促進します。



- ■就職フェアやパート面接会の開催及び就労支援講座やセミナーの実施
- ■市内企業の認知度・関心度を高め、卒業後の就職を後押しする、企業と高校生の交流授業の実施
- ■オフィスの立地に対する支援などによる、多様な業種・業態の企業誘致の推進【再掲】
- ■市内学生の地元就職を支援する事業の実施

04

障がい者・高齢者の就労を支援します

障がい者の自立や社会参加を促進するため、障がい者の一般就労への移行支援や面接会の開催など、就労に向けた取組みを推進します。

また、公益社団法人シルバー人材センター*への支援など、高齢者の持つ知識や経験を生かし、高齢者が健康で生きがいを感じて働くことができるよう、働きやすい環境づくりを推進します。



- ■障がい者の一般就労への移行や就労継続の支援
- ■静岡労働局との協定に基づく、障がい者の雇用対策の推進
- ■障がい者福祉施設整備への支援
- ■公益社団法人シルバー人材センターへの支援







基本施策 **()4**

交流人口の拡大と商業・サービス業の活性化

基本施策の方向

交流人口の拡大を図るため、観光資源の情報発信を強化するとともに、市民や関係団体と連携して、おもてなし環境の整備を進めます。また、中心市街地の魅力づくりや、やる気ある個人商店主たちの取組みへの支援を行い、商業・サービス業の活性化を図ります。

施策と主な取組み

01

観光・交流を推進します

SNSを活用した魅力的な情報発信を推進するとともに、観光協会や観光ボランティアガイドなどとの連携を強化し、市内を訪れる観光交流客数の増加を図ります。



- ■市内の観光やレクリエーション施設などのPR
- ■既存の地域資源や観光資源の活用による魅力づくりの推進
- ■磐田市観光協会*への支援及び磐田市情報館*・観光案内所での観光案内・情報提供の充実
- ■全国規模の大会・イベントの誘致に伴う集客促進

02

まちのにぎわいづくりを推進します

「軽トラ市」などのイベント開催や既存商店・開業しようとする方への支援を通して、まちのにぎわいづくりを推進します。



- ■いわた駅前楽市(軽トラ市)開催及び拡大への支援
- ■サービス業やオフィス業の誘致など商店街の活性化に対する支援の実施
- ■イベントの開催など、磐田駅北口広場や今之浦公園等を活用したにぎわいの創出
- ■豊かな自然や文化財などの歴史を活かしたまちの魅力発信

03

やる気ある個店を支援します

商店街の活性化を図るための企画やイベントへの支援など、やる気ある個店や取組みを支援します。

- ■外部の専門家・アドバイザーなどを活用した事業者支援
- ■若手商業者や新たな商店主組織への支援
- ■地域の商店街や中心市街地の活性化に向けた取組みへの支援







産業·雇用·観光·移住定住

基本施策 05

ブランドカの強化とシティプロモーションの推進

基本施策の方向

本市が持つ様々な地域資源の魅力を高め、戦略的かつ効果的に情報発信することで、市民には誇りと愛着の醸成を図り、市外の方には本市の魅力を積極的にPRすることで、市のイメージ確立及びブランド化を目指します。

施策と主な取組み



情報発信力とブランド力の強化を図ります

産業や自然・文化・歴史・スポーツなどの本市の魅力ある資源を活用したイベント等の開催や、社会の変化やターゲットに合わせたSNS*などの媒体による情報発信を通して、まちの魅力の向上とブランド力の強化を図ります。



- ■社会の変化やターゲットに合わせた情報発信媒体の活用による情報の発信
- ■「スポーツのまち」市町村ランキング1位※を活かした本市の魅力や地域資源の積極的な情報発信
- ■磐田市公式SNSのフォローやふるさと納税*など、本市と多様な形で継続的に関わる「関係人口」の創出や拡大の取組み

02

イメージキャラクターの活用を促進します

磐田市イメージキャラクター「しっぺい※」を活用し、市内外に向けて本市の「知名度」と「イメージ」の向上に取り組みます。



- ■「しっぺい」による本市の情報発信の推進(SNS・Webサイト・パンフレット等)
- ■市内イベントへの積極的な出演やPR活動に適した全国的なイベントへの参加
- ■民間企業と連携したキャラクターデザインの利用促進





移住・定住の推進

基本施策の方向

市が持つ様々な魅力 (産業・自然・文化など)を市内外に戦略的かつ効果的に発信することで、市民には「住み続けたい」「離れても戻ってきたい」と思ってもらえるよう、市外の方には磐田市に関心を持ってもらえるよう、選ばれるまちづくりを推進します。

施策と主な取組み



移住・定住を支援します

移住・定住を促進するため、移住・定住PRサイト等を活用して本市の魅力・住みやすさなどの様々な情報を市内外に発信・ 提供します。また、移住相談や空き家バンク*など、本市への移住・定住希望者への支援を行うとともに、関係人口の創出や拡 大の取組みを行います。



- ■鎌田第一土地区画整理事業*の推進
- ■中古建物リフォーム補助制度※の推進
- ■磐田市公式SNSのフォローやふるさと納税など、本市と多様な形で継続的に関わる「関係人口」の創出や拡大の取組み【再掲】
- ■市の魅力の戦略的・効果的な発信
- ■空き家バンクの推進

02

UIJターン就職を促進します

UIJターン就職を促進するため、Uターン促進奨学金返済支援事業*や市内企業のインターンシップ情報の発信など、磐田市出身の方が戻ってくるきっかけづくりに取り組みます。

また、業界・企業研究会の実施、転職・再就職フェアの開催など、市内企業と就職希望者をつなぐ取組みを推進します。

- ■学生を対象にした首都圏・中京圏等での市内企業による就職面接会、企業見学会の開催
- ■市内企業への就職希望者・保護者向けセミナー、企業採用担当者向けセミナーの開催
- ■UIJターン就職の促進を図るフェアや面接会の実施

図■ 02 自治・スポーツ・文化・歴史・共生

この分野の施策体系

^{基本施策} コミュニティと **01** 市民活動の活性化

- 1 自治会活動への支援を行います
- 2 地域づくり協議会を中心とした地域活動の支援を行います
- 3 市民活動団体の育成と協働を進めます

基本施策

02 スポーツの振興

- 1 スポーツ機会の充実を図ります
- 2 スポーツのまちづくりを推進します
- 3 スポーツ施設等の整備を進めます

^{基本施策} 文化の振興と

03 歴史遺産の整備、活用

- 1 文化芸術活動の育成と支援を行います
- 2 文化・芸術に触れる機会の充実を図ります
- 3 文化施設の整備・充実を図ります
- 4 文化財の保全・整備・活用を進めます

基本施策

- 1 生涯学習活動を推進します
- 2 図書館の充実を図ります
- 3 大学を活用した学びの場を提供します

II VR VER

基本施策

05 共生社会の確立

- 1 人権意識の啓発を行います
- 2 多文化共生、国際理解、国際交流を 推進します
- 3 男女共同参画を推進します

現状と課題

人口減少や高齢者世帯の増加などにより、地域活動の担い手不足など地域力の低下が危惧されていることから、地域づくり協議会*を中心とした持続可能な地域活動の取組みが求められています。

市市民があらゆるライフステージでスポーツに 親しむことができる環境づくりに継続的に取り 組む必要があります。 本市の文化芸術の発展のため、磐田市民文化会館「かたりあ」*をはじめとした、文化施設のより効果的・効率的な活用方法を検討していくことが必要です。

誰もが生涯にわたり、学び続けることができる環境を整備することが大切です。

性別や国籍、性的指向等に関わりなく、全ての人の人権が尊重され、自分らしく安心して暮らすことができる環境づくりが求められています。

この分野の方向性

市民の主体的なまちづくりを推進するため、交流センターを拠点とした地域づくり協議会の活動を支援します。

また、市民が、生涯にわたり様々な知識や教養を身に付けるとともにスポーツに親しむことで、心身の健康づくりにつながる取組みを推進します。

あわせて、これまで培ってきた歴史・文化の適切な保全・活用を図るとともに、人々の暮らしの中で多様性に配慮した取組みを支援・促進します。

この分野の指標・目標値

分野2の指標・目標値は以下のとおりです。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	指標の定義
自治会加入世帯数	55,334世帯	56,000世帯	自治会の加入世帯数
市民活動団体登録数	141団体	150団体	市民活動センター*に登録している団体数
公共スポーツ施設の 利用者数	808,441人	1,160,000人	社会体育施設の利用者数/年
文化・歴史に関する市の施策に「満足」している市民の割合	64.0%	70.0%	市民意識調査において「満足」「やや満足」と 回答した割合
文化財関係施設への 入館者数	25,251人	30,000人	旧見付学校・旧赤松家記念館・埋蔵文化財センター・ 竜洋郷土資料館の入場者数の合計/年
学習機会の充実に関する市の 施策に「満足」している市民の割合	60.7%	65.0%	市民意識調査において「満足」「やや満足」と 回答した割合
積極的に育児をしている 父親の割合	66.4%	70.0%	健診アンケート (3歳・1歳6か月) において、 お父さんが育児を「よくやっている」 と回答した割合







コミュニティと市民活動の活性化

基本施策の方向

市民のまちづくりへの参画を推進するとともに、自らのまちは自らの手でつくるという意識のもと、持続可能な地域活動を目指し、地域力の維持向上を図ります。

施策と主な取組み



自治会活動への支援を行います

地域コミュニティ活動の基本となる自治会活動を積極的に支援し、住民同士の支え合い体制づくりを促進します。



- ■自治会への加入を促進するための地域活動や情報発信の充実
- ■自治会活動や自治会公会堂整備などの支援
- ■磐田市自治会連合会との連携とその活動への支援

02

地域づくり協議会を中心とした地域活動の支援を行います

地域づくり応援一括交付金等により、自治会活動では補えない防犯、防災、福祉、子ども・若者健全育成などの地域づくり協議会の活動を支援します。



- ■地域づくり協議会活動への支援
- ■地域課題の把握や課題解決に向けた地域計画策定の支援
- ■地域の特性を生かした地域づくり事業を行う団体への支援
- ■外国人市民の地域づくり活動への参加促進

03

市民活動団体の育成と協働を進めます

市民活動団体に対する支援、情報提供、ネットワークづくりを推進し、「協働のまちづくり」をさらに充実させた多様な主体による「総働」のまちづくりを目指します。



- ■磐田市協働のまちづくり推進条例の見直し
- ■対話による合意形成などを促進するファシリテーターの育成
- ■市民活動センターによる地域と市民活動団体との連携強化



スポーツの振興

基本施策の方向

市民の誰もが、多様な形でスポーツに参画できる機会の充実と、スポーツ資源を活かしたまちづくりを推進します。

施策と主な取組み



スポーツ機会の充実を図ります

市民がスポーツに親しむ機会や、トップレベルのスポーツを身近に感じる機会の充実を図るため、特定非営利活動法人磐田市スポーツ協会*などの団体、企業や大学などと連携して、各種スポーツ事業を実施します。

また、ウォーキングコースや公園などスポーツ施設以外の場所についても、スポーツに親しむことができる場としての利用を 促進します。

主な取組み

- ■「いつでも」「どこでも」「だれにでも」取り組める運動プログラムの開発・普及促進
- ■スポーツ施設以外でスポーツに親しむことができる場の紹介
- ■各種スポーツ団体などと連携したスポーツ活動の推進

02

スポーツのまちづくりを推進します

東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーの継承や、ジュビロ磐田や静岡ブルーレヴズをはじめとするスポーツチームと連携した事業の実施、国際的・全国的な大会の開催やキャンプ地の誘致など、本市が有する豊かなスポーツ資源を活かしたまちづくりを推進します。

主な取組み

- ■ジュビロ磐田ホームゲーム小学生一斉観戦*の実施
- ■ジュビロ磐田メモリアルマラソン*の開催支援
- ■各スポーツの全国大会、国際大会及びスポーツイベントの開催支援

03

スポーツ施設等の整備を進めます

誰もが安心してスポーツを楽しむことができる環境をつくるため、スポーツ施設や学校体育施設等の計画的な修繕や適切な管理運営を行います。

- ■スポーツ施設修繕計画の策定・推進
- ■指定管理者制度※を導入した施設の管理運営









文化の振興と歴史遺産の整備、活用

基本施策の方向

市民が文化・芸術に触れる機会を充実するとともに、市民の自主的、主体的な文化・芸術活動への参加や、特色ある歴史遺産の保存と活用、文化の伝承を図ります。

施策と主な取組み

01

文化芸術活動の育成と支援を行います

自治・スポーツ・文化・歴史・共生

次代の文化芸術を担う青少年等の育成を図るため、子どもや親子を対象とした公演の開催や、小中学校・高校の文化活動への支援など、「感動する心を育み継承する」事業を推進します。



- ■磐田市文化協会*等の事業・運営や中学・高校の文化活動の技術向上に向けた取組みの推進
- ■なぎの木金管バンド、アミューズJr.ブラス、磐田Jr.マーチングバンドなどの活動支援
- ■舞台芸術を通じた人間育成を目的とした磐田こどもミュージカル*の実施
- ■ダンスエボリューション※など子どもや市民が積極的に参加できる事業の推進

02

文化・芸術に触れる機会の充実を図ります

能や狂言などの伝統芸能や著名なアーティスト、オーケストラなど「ほんもの」に触れる機会と、香りの博物館※や新造形創造館[※]における体験できる機会を提供します。これにより、多くの市民が優れた文化芸術の創造・鑑賞・体験できる「感動のひとときをともにつくる」事業を推進します。

- ■磐田市文化芸術振興計画に基づく子ども向け公演や演劇、音楽などの鑑賞事業の推進
- ■能・狂言やオーケストラなど「ほんもの」の公演の開催
- ■香りの博物館や新造形創造館における体験講座の実施

市民が文化芸術活動をしやすい環境をつくるため、新たな文化芸術の拠点となる磐田市民文化会館「かたりあ」のより効果的・効率的な運営方法について検討するとともに、既存の文化施設の計画的な修繕や適正な管理を推進します。

主な取組み

- ■磐田市民文化会館「かたりあ」の管理運営及び活用の推進
- ■既存の文化施設の適正な維持管理

04

文化財の保全・整備・活用を進めます

文化財の保護・継承のため、文化財や歴史的資料などの調査、保全及び整備を行うとともに、児童生徒の学習にこれらを活用し、併せて市内外へ情報発信を行います。

- ■遠江国分寺跡の整備事業の推進
- ■文化財や歴史的文書の調査、保存及び公開に向けた取組みの推進
- ■旧見付学校等の文化財関係施設の整備に向けた保存活用計画の作成及び展示資料の充実
- ■学校と連携した「訪問歴史教室」や「ふるさと歴史たんけん隊」の実施







学習機会の充実

|基||本||施||策||の||方||向|

市民の自主的・継続的な学習活動を支援するとともに、学んだ成果を地域で活かすことができる仕組みの充実を図ります。また、関係する施設の適正な維持管理に取り組みます。

施策と主な取組み



生涯学習活動を推進します

多様化するニーズに応えた学習機会の提供に努めるとともに、市民の主体的な学習活動を支援し、学ぶ取組みを「まちづくり・人づくり」に生かします。

主な取組み

- ■交流センターを拠点とした地域づくりに関する講座の開設や学習活動への支援
- ■静岡産業大学へ本市の施策に関する講座の提供と大学と連携した市民講座の開設

02

図書館の充実を図ります

読書活動や市民の主体的な学習を支援するため、資料の収集・提供・保存の充実に努め、関係機関と連携した図書館サービスを展開します。



- ■地域資料のデジタル化や電子書籍サービス*の推進
- ■人と本を介し、相談・子育て支援・市民交流・学びの支援などの機能を備えた「ひと・ほんの庭 にこっと」の運営
- ■地域に開かれた「ながふじ図書館」の運営
- ■本に親しむイベントの開催など、図書館を身近な施設として知ってもらう取組みの推進

03

大学を活用した学びの場を提供します

大学が持つ知見や人材などの様々な資源や機能を活用し、学生や市民、企業等が学び続けることができる場を提供するとともに、大学と連携した事業を推進します。

- ■各種講座や地域連携事業の実施など、学びの拠点としての大学の活用
- ▶
 静岡産業大学へ本市の施策に関する講座の提供と大学と連携した市民講座の開設【再掲】
- ■静岡県立農林環境専門職大学及び関係機関と連携した「未来の農林業」連携懇話会の推進

分野 02

















基本施策 **05**

共生社会の確立

|基 | 本 | 施 | 策 | の | 方 | 向 |

人権尊重の意識啓発に努めるとともに、市民一人ひとりがお互いを理解し、認め合い、誰もが個性と能力を発揮できる 共生社会を確立します。

施策と主な取組み



人権意識の啓発を行います

すべての人の人権が尊重され、明るく生き生きと暮らせる地域社会をつくるため、人権に関する講演会・講座の開催、相談事業などを実施することで、正しい理解を深めます。

また、人々の暮らしの中にある偏見や差別の解消に取り組みます。

主な取組み

- ■人権教育の推進に関する講演会や講座の開催
- ■人権相談などの人権擁護委員※の活動支援
- ■磐田市自殺対策計画に基づく対策の推進

02

多文化共生、国際理解、国際交流を推進します

磐田市多文化共生推進プランに基づき、日本人と外国人が互いの文化的な違いを認め合い、尊重することで多文化共生社会のまちづくりを推進します。

また、外国人市民に向けて日本語教室や学習支援、交流事業などを実施し、様々なニーズに対応することで安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。



- ■外国人市民の地域づくり活動への参加促進【再掲】
- ■多文化交流センター※における学習支援や交流事業の実施
- ■日本語能力が不足している外国人に対する日本語教室の実施
- ■外国人情報窓口の多言語対応の充実

03

男女共同参画を推進します

磐田市男女共同参画プランに基づき、性別に捉われず誰もが活躍できる社会の実現に向けて、市民・事業所・市民活動団体・行政が協力して男女共同参画社会を目指します。

- ■啓発活動等によるジェンダー平等やLGBT*等の性的マイノリティに対する理解の促進
- ■審議会における女性委員の登用等による女性活躍の推進

分野 ①3 子育で・教育

この分野の施策体系

基本施策

↑ 子ども・子育て支援の充実

- 1 子育て相談体制の充実を図ります
- 2 多様な子育てサービスの充実を図ります
- 3 幼児教育・保育環境の充実を図ります
- 4 支援を必要とする子どもや保護者を支える体制を整備します
- 5 子どもの発達支援ネットワークを構築します

基本施策

↑ 特色ある教育の推進

- 1 新時代の新たな学校づくりを推進します
- 2 「個」に応じたきめ細かな支援・指導の充 実を図ります
- 3 学校給食の充実を図ります
- 4 児童生徒の安全・安心対策を推進します
- 5 体験を重視する教育を推進します

基本施策

↑ 子ども・若者の健全育成

- 1 家庭の教育力の向上を図ります
- 2 子どもや若者を健やかに育む地域づくりを進めます
- 3 高校や大学等との連携した若者の育成を推進します



現状と課題

合計特殊出生率が低下し、横ばい状況が続く中、安心して結婚・出産・子育てできる環境整備を推進することが求められています。

特別な支援を要する児童生徒の増加や、不登校児童生徒の出現率の高まりが見られるため、 保護者や子どもに寄り添った支援や関係機関 との連携体制を整えることが必要です。 →中学校における学習では、ICTを活用し、 主体的・対話的で深い学びを推進することが重要です。

市民意識調査では、青少年を育てる取組みが求められており、子ども・若者の健全育成についての重要度が増しています。

この分野の方向性

次代を担う子どもたちが明るい希望や夢を持ち、たくましく育つまちを目指して、切れ目のない子ども・子 育て支援を推進します。

また、個に応じたきめ細かな支援・指導の充実や、地域の資源を活用した教育活動を推進するなど、子どもたちの「生きる力」を育む取組みを推進します。

この分野の指標・目標値

分野3の指標・目標値は以下のとおりです。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	指標の定義
合計特殊出生率	1.46 (H30)	1.52	人口統計上の指標で、1人の女性が一生に産む 子どもの平均数
出生数	1,093人	1,212人	年度内の出生数
保育園等の待機児童数 ゼロの継続	ゼロ (R3)	ゼロ	保育園等の入所待機児童数 (毎年4月1日現在)
学校に対する満足度	88.6%	90.0%	「学校が楽しい」「授業の内容がよく分かる」「学校 に相談できる人がいる」「ルールを守り協力する雰 囲気がある」 と答える児童生徒の割合
1,000人当たりの 不登校児童生徒数	25人	22人	年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、不登校を理由として計上された1,000人当たりの児童生徒数
GIGAスクール構想を 活用した学びの充実度	76%	80%	コンピュータを使って自分の考えをまとめたり、わかりやすく相手に伝えたりすることができる児童生徒の割合(小学6年生、中学3年生)※現状値は中学3年生の割合
放課後児童クラブの 待機児童数	85人 (R3)	ゼロ	放課後児童クラブ*の入所待機児童数 (毎年4月1日現在)















子ども・子育て支援の充実

[基┃本┃施┃策┃の||方┃向|

妊娠や出産、子育てに対する不安や負担を解消し、安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、相談体制の充実を図ります。

また、子どもとその家族の状況に応じた、切れ目のない子ども・子育て支援を推進します。

施策と主な取組み



子育て相談体制の充実を図ります

妊娠期から出産・子育て期に渡って安心して子育てができるよう、専門職による相談対応など、切れ目のない相談体制を確保し、子育て家庭の状況に応じた相談窓口の充実と悩みを抱える保護者や家庭に寄り添った支援を推進します。



- ■妊婦・乳幼児相談やこども・若者相談センター事業等の推進による相談機能の強化・充実
- ■児童虐待やDVへの対応、若者相談など、総合的な相談支援を行う「こども・若者相談センター」 の運営

02

多様な子育てサービスの充実を図ります

子どもや保護者の不安解消を図るため、多様な保育サービスの提供をはじめ、こども医療費助成の拡充や子育て支援センター*の充実等、子育てサービスの向上に取り組みます。

また、妊産婦健康診査**や産後ケア*など、母子保健の充実を図るとともに、妊娠・出産・子育てに関する情報提供を推進します。

- ■子育て支援センターが設置されていない地区における設置の検討・実施
- ■妊産婦健康診査・産後ケアの推進
- ■子育てアプリ※や子育て情報誌等による情報提供の推進



幼児教育・保育環境の充実を図ります

多様な保育ニーズに対応するため、磐田市幼児教育・保育推進計画を推進し、保育サービスの充実や園の再編を図ります。 また、公私立各園の連携を深める中で、全ての園における保育の質の向上を目指します。



- ■幼稚園・保育園・こども園の再編の検討・推進
- ■保育士の資質を向上させる研修会等の充実
- ■延長保育・病児保育・休日保育の実施
- ■保育士確保策の充実

04

支援を必要とする子どもや保護者を支える体制を整備します

支援を必要とする子どもや保護者が現在と未来に夢や希望をもって生活を送ることができるよう、子どもの貧困についての実態把握に努め、進学や将来の自立を促進する学習支援、就学援助費や児童扶養手当等の支給による経済的負担の軽減など、家庭状況に応じた、必要かつきめ細やかな支援を行います。

主な取組み

- ■学習支援や教育相談を行い、高校等への進学を促進する学習チャレンジ支援事業の実施
- ■子どもの貧困の実態把握と実態を踏まえた支援制度の充実
- ■就学援助*が必要な世帯に対する確実な支援

05

子どもの発達支援ネットワークを構築します

発達に心配がある子ども及びその家庭に対し、ライフステージに応じた支援を行うため、健康診査や「子どもカルテシステム*」の活用などにより相談体制の強化を図ることで、早期発見・早期対応を推進し、関係機関が連携しながら就園・就学・就労までを視野に入れた一貫した支援体制の整備を促進します。

- ■発達支援に関する相談体制の強化
- ■就園・就学の支援から将来の就労までを視野に入れた、一貫した発達支援体制の整備
- ■小中学校における特別支援教育*の推進





特色ある教育の推進

基本施策の方向

夢や希望を持って生き生きと学ぶ児童生徒を育てるため、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進するとともに、教育内容の充実を図ります。

施策と主な取組み



新時代の新たな学校づくりを推進します

小中一貫教育や地域と一体となった特色ある学校づくりをさらに進め、子ども・保護者・地域・教員のつながりの深まりを目指した「新時代の新たな学校づくり」に取り組むとともに、ICTを活用した学習の充実を図ります。

主な取組み

- ■学府の特色を生かした小中一貫教育の推進
- ■コミュニティ・スクール*の推進
- ■向陽学府小中一体校の推進
- ■英語を使ったコミュニケーション能力の育成
- ■GIGAスクール構想下における1人1台端末の活用
- ■中学校部活動のあり方についての検討

02

「個」に応じたきめ細かな支援・指導の充実を図ります

一人ひとりを大切にした教育の充実に向けて、ふるさと先生制度*の推進や教育支援センターの運営、相談員配置等による居場所づくりといじめや不登校等への個別のニーズに対応した支援体制の確立を進めます。



- ■きめ細かな指導を推進するための市費負担教員(ふるさと先生)の配置と研修体制の充実
- ■磐田市教育支援センター*における支援体制の充実
- ■心の教室相談員*配置等による居場所づくりの推進
- ■子どもの発達や学びを踏まえた、幼稚園・保育園・こども園と小学校との連携推進



学校給食の充実を図ります

給食を生きた教材として活用するとともに、安全で安心な給食の提供のため、施設の計画的な修繕、効率的な運営や食物 アレルギー対応を進めます。



- ■地場農産物の利用促進
- ■食物アレルギー対応の充実
- ■学校給食を活用した食育*の推進
- ■学校給食施設のあり方の検討



児童生徒の安全・安心対策を推進します

学校施設の計画的な改修や長寿命化、自らの安全を確保するための判断力や行動力を育成する教育の実施など、学校や 家庭、地域、市が一丸となった子どもたちの生命・身体の安全確保を推進します。

主な取組み

- ■施設更新計画に基づく校舎や屋内運動場などの計画的な改修・修繕
- ■防災教育や交通安全教育等、児童生徒の安全意識を高める教育の推進
- ■「学校危機管理マニュアル*」等の評価と検証による危機管理体制の充実

05

体験を重視する教育を推進します

「キャリア教育*」や「自然や社会の現実に触れる体験を重視した教育」を推進し、子どもたちの「生きる力」を育成します。



- ■小中学校でのキャリア教育・郷土や地域に関する教育等、体験を重視した教育の充実
- ■ジュビロ磐田ホームゲーム小学生一斉観戦の実施【再掲】
- ■小中学生の広島平和記念式典*への派遣





子ども・若者の健全育成

基本施策の方向

次代を担う子どもや若者の健全育成を推進するため、家庭や学校、地域と連携し、地域ぐるみで青少年を育てる環境づくりを進めます。

施策と主な取組み



家庭の教育力の向上を図ります

子どもたちの健やかな育ちを支えるため、子育てに関する講座や講演会の実施など、親を対象とした育児や保育に関する 学習機会の充実を図り、家庭の教育力の向上に取り組みます。



- ■親等を対象とした講座や教室の開催など学びの場の提供
- ■子育てに関する講演会の開催等による啓発の推進

02

子どもや若者を健やかに育む地域づくりを進めます

地域全体で子どもや若者を育てていくため、地域づくり協議会が行う活動や中学生地域リーダー養成講座*への参加を促し、活躍できる場を地域全体でつくるなど、青少年が健やかに成長する環境づくりを推進します。

また、放課後の子どもたちの居場所の確保に努めます。

- ■放課後児童クラブなど放課後の児童が安全・安心に過ごせる居場所の確保
- ■地域ぐるみで子どもたちを育てていく意識の啓発
- ■青少年の見守り活動等で積極的な声掛けの推進



高校や大学等との連携した若者の育成を推進します

将来のまちづくりを担う人材を育成するため、市内の高校や大学等と連携した取組みを進めます。

主な取組み

- ■市内高校生を対象とした「いわた高校生まちづくり研究所」の実施
- ■静岡産業大学への本市の施策に関する講座の提供と大学と連携した市民講座の開設【再掲】
- ■市内イベントへの学生ボランティアの活用

いわた高校生まちづくり研究所(

将来のまちづくりを担う人材の育成を目的に、市内高等学校に通う高校生グループが様々な課題について研究・企画提案する事業。



↑ 地域福祉の推進

- 1 地域福祉を担う人材を育成します
- 2 ふれあい、支え合い、助け合いの仕組 みづくりを進めます
- 3 自立した生活が送れるよう支援します

基本施策

- 1 生きがいづくりと介護予防の充実を図ります
- 2 住み慣れた地域で暮らすための支援の 充実を図ります
- 3 認知症施策を推進します
- 4 高齢者支援サービスの充実を図ります

基本施策

↑ 7 障がい児者福祉の充実

- 1 相互理解と社会参加を促進します
- 2 障がい福祉サービスの充実を図ります
- 3 障がい者雇用・就労を促進します

基本施策

↑ 健康づくりの推進

- 1 生活習慣病予防を推進します
- 2 健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指します
- 3 感染症対策を推進します

基本施策

↑ 地域医療体制の充実

- 1 市立総合病院の機能の充実を図ります
- 2 地域医療連携体制の充実を図ります
- 3 災害時医療体制を充実・強化します
- 4 救急医療体制の充実を図ります

現状と課題

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における福祉活動の担い手となる人材の育成や団体との連携、必要なサービスを受けることができる環境の整備を推進することが必要です。

高齢社会を明るく活力あるものとしていくには、高齢者が地域の担い手として活躍し、互いに支え合っている現状を踏まえ、高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進していくことが大切です。

健康寿命の延伸を図るため、健診の受診率向上や健康について気軽に相談できる場の確保、食育の推進などの取組みを推進していくことが重要です。

感染症の拡大や災害時にも必要な医療を提供 できるよう、体制の整備や充実を図ることが必 要です。

この分野の方向性

誰もが住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるように、市民ニーズに対応した福祉サービスの充実、 地域で支え合う体制づくりや相談者の年齢や状況にかかわらず相談できる体制づくりを進めるとともに、疾 病予防などのライフステージに応じた健康づくり、適切な医療サービスを受けられる地域医療体制の充実を 図ります。

この分野の指標・目標値

分野4の指標・目標値は以下のとおりです。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	指標の定義
ボランティア活動への 参加者数	5,908人	6,600人	ボランティア活動保険に加入した人数/年
75歳から84歳までの お達者な人の割合	92.8%	93.4%	対象年齢に占める元気で自立して暮らす人の割合 (要介護認定なし+要介護1以下)
就労している障がい者数	1,054人	1,200人	課税状況調で本人が障害者控除を受けている者 のうち、課税されている者の数
特定健康診査*受診率	44.9% (R1)	60.0%	磐田市の国民健康保険加入者の特定健康診査受 診率
市立総合病院への患者の 紹介率・逆紹介率 [※]	紹介率: 79.3% 逆紹介率: 98.7%	紹介率: 80.0%以上 逆紹介率: 90.0%以上	開業医等から市立総合病院への患者の紹介率・ 逆紹介率





地域福祉の推進

基本施策の方向

市民一人ひとりが、いきいきと安心して暮らせるよう、地域におけるふれあい、支え合い、助け合いの体制づくりを進めます。

施策と主な取組み



地域福祉を担う人材を育成します

地域における福祉活動を推進するため、市民へのボランティア活動の情報提供や活動への支援など、地域福祉に関する広報活動や学習機会を充実し、市民一人ひとりの社会参加を促進するとともに、地域福祉を担う人材の育成を進めます。



- ■磐田市社会福祉協議会※、民生委員・児童委員※など福祉団体等との連携の推進
- ■ボランティア活動の情報提供や活動への支援
- ■小・中学生の福祉体験の実施

02

ふれあい、支え合い、助け合いの仕組みづくりを進めます

地域住民とボランティア団体、事業者、行政などとの連携・協力により、高齢者の憩いの場づくり、高齢者等見守りネットワーク*、子育てサロン*等に取り組み、ふれあい・支え合い・助け合いのネットワークづくりを進めます。



- ■ふれあいサロン*など高齢者の憩いの場づくり
- ■高齢者等見守りネットワークの拡大
- ■地域福祉活動への支援
- ■地域ぐるみで子ども達を見守り、育てる場づくりの推進

03

自立した生活が送れるよう支援します

多様な問題を抱え、生活に困窮する市民が自立し安定した生活ができるように、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度*などによる支援を実施します。



- ■自立に向けた相談体制の充実や関係機関との連携強化
- ■学習支援や教育相談を行い、高校等への進学を促進する学習チャレンジ支援事業の実施【再掲】
- ■生活困窮者の自立に向けた就労支援事業の実施



高齢者福祉の充実

基本施策の方向

高齢者ができる限り住み慣れた地域で、生きがいを持って安心して暮らし続けることができる体制の整備を進めます。

施策と主な取組み



生きがいづくりと介護予防の充実を図ります

高齢者が、いつまでもいきいきと自立した生活を送るため、老人クラブ活動*やふれあいサロン活動への支援などを行い、生きがいづくりや社会参加を推進します。



- ■介護予防・日常生活支援総合事業※の実施
- ■生きがいづくりと社会参加への支援
- ■いきいき百歳体操*をはじめとした、身体・口腔・認知機能の維持・向上を目的とした 介護予防事業の実施
- ■フレイル*予防の取組みの推進

02

住み慣れた地域で暮らすための支援の充実を図ります

要介護 (要支援) 状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく生活し、しあわせな最期を迎えることができるよう、地域 包括支援センターの機能強化や、医療と介護の連携を図るとともに、生活支援コーディネーター*を中心に地域資源の把握・ 活用を推進します。



- ■医療や介護など自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの推進
- ■通院や買い物などの移動手段の確保の検討
- ■在宅介護推進のための家族介護の負担の軽減



認知症施策を推進します

認知症やその重症化を予防するため、市民の認知症に対する理解を深める取組みとともに、成年後見制度*の広報・啓発 や利用促進等を図り、認知症の方とその家族を支援します。



- ■認知症サポーター*の拡大及びチームオレンジ*の取組みの推進
- ■認知症カフェ*などによる認知症の方とその家族への支援
- ■認知症高齢者等個人賠償責任保険事業*の推進



高齢者支援サービスの充実を図ります

高齢になってもできる限り介護を必要とせず、いつまでも住み慣れた地域や自宅で自立した生活が送れるように、在宅生活を支えるサービスの提供を推進します。

また、サービスの充実を図るとともに、安心して利用できるようサービス内容の周知を進めます。



- ■在宅福祉サービスによる高齢者の在宅生活の支援
- ■介護保険による居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの充実
- ■介護人材の確保に向けた検討・実施





障がい児者福祉の充実

基本施策の方向

障がいのある人が地域で安心して暮らせるように、障がいのある人もない人も共に認め合い、支え合いながら生活できる、共生社会に向けた環境づくりを進めます。

施策と主な取組み



相互理解と社会参加を促進します

障がいに対する知識と、障がいのある人に対する理解を促進するため、市民の理解を深めるふれあい活動や交流活動を推進します。

また、様々な活動の機会の提供や障がい者の居場所機能を有する「地域活動支援センター」の設置など、障がいのある人の社会参加を支援します。



- ■磐田ふれあい作品展*などの啓発活動の実施
- ■いわたぬくまるマーケット (障がい者施設製品即売会)※の開催
- ■地域活動支援センターの設置



障がい福祉サービスの充実を図ります

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、相談機能の強化や地域生活支援拠点の設置検討を進めるとともに、障害福祉サービスなど、日常生活及び社会生活におけるニーズに対応した細やかなサービス提供を推進します。



- ■磐田市障害者相談支援センターの機能強化
- ■障がい者福祉施設整備への支援【再掲】
- ■日常の生活を支援する自立支援給付*や地域生活支援事業などのサービスの充実
- ■地域生活支援拠点の設置検討

03

障がい者雇用・就労を促進します

障がいのある人の自立や社会参加を促進するため、就職面接会の開催や農業分野での就労を支援する「磐田版農福連携*」の検討・実施など、障がいのある人の適性に応じた就労を支援します。



- ■事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関との連携強化
- ■障がい者就労施設などからの物品等の調達及び物品の周知・啓発
- ■農業分野と福祉分野が連携し、障がい者等と農業活動とのマッチングを行う「磐田版農福連携」の 検討・実施
- ■就園・就学から将来の就労までを視野に入れた、一貫した発達支援体制の整備【再掲】





健康づくりの推進

基┃本┃施┃策┃の┃方┃向┃

乳幼児期から高齢期まで、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう支援します。

施策と主な取組み



生活習慣病予防を推進します

生活習慣病予防を推進するため、地域の特性に合わせた健康づくりを実施し、特定健康診査やがん検診などの受診を勧め、生活習慣病などの予防・早期発見・早期治療につなげます。

主な取組み

- ■特定健康診査、がん等検診事業の推進
- ■保健指導や健康相談の実施
- ■ロコモティブシンドローム**やフレイルを予防する取組みの推進

02

健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指します

健康寿命*の延伸と健康格差*の縮小を目指し、生涯にわたる健康づくりを推進するため、子どもから大人までライフステージに応じた健康づくりを家庭や幼稚園、こども園、保育園、学校、地域、企業などと協働で実施します。



- ■地域の特性に合わせた健康づくりの実施
- ■幼稚園、こども園、保育園、小・中学校での給食を活用した食育の推進
- ■働き盛り世代に向け、企業や関係機関と連携した健康支援活動
- ■生活習慣病や肥満予防を目的とした「バランスのとれた食事の摂取」の推進

03

感染症対策を推進します

新型コロナウイルスをはじめとした感染症の発生状況や予防対策などの情報発信をしていくとともに、予防接種法に基づく予防接種を推進し、感染症対策に取り組みます。

- ■感染症の発生状況や予防についての情報発信
- ■新型コロナウイルス等の感染症予防及び感染拡大防止のための予防接種の推進





地域医療体制の充実

基本施策の方向

市民の生命を守り、住み慣れた地域で健やかに生活できるように、地域医療の確保や救急医療体制の充実を図ります。

施策と主な取組み



市立総合病院の機能の充実を図ります

市民に、より安全でより質の高い医療サービスを提供するため、医療スタッフなどの人材の確保と市立総合病院の急性期医療機能*の高度化を推進します。



- ■医師、看護師などの医療スタッフの充実
- ■人材育成機能の充実・強化
- ■市立総合病院の施設・設備の効率的な充実

02

地域医療連携体制の充実を図ります

地域全体で効果的・効率的に医療を提供できるよう、地域医療連携体制の充実を進めます。



- ■「かかりつけ医」や福祉・介護施設等と市立総合病院との更なる連携の強化
- ■住民、医療、行政の架け橋となる市民団体の活動支援



災害時医療体制を充実・強化します

新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の拡大や大規模災害時における医療提供体制を確保するため、医療資機材の計画的な配備・更新を推進するとともに、災害拠点病院*として市立総合病院の災害時医療体制の充実・強化を図ります。



- ■食料・飲料水・医薬品などの応急用資機材の備蓄
- ■災害派遣医療チーム (DMAT)*の確実な運用
- ■医療関係機関と連携した実践的で継続的な訓練の実施



救急医療体制の充実を図ります

市民が緊急時に必要な医療を受けることができるよう、磐田市急患センター*の円滑な運営を図るとともに、3次救急医療機関である市立総合病院との連携体制を強化します。また、市立総合病院の救急診療体制を維持し、地域の救急医療体制の充実を図ります。

- ■磐田市医師会や磐田薬剤師会と連携した磐田市急患センターの運営
- ■磐田市急患センターと市立総合病院との連携体制の強化

病院広報誌「けやき」

磐田市立総合病院の取り組みやニュース、健康に役立つ医療情報、生き生きと働く職員の姿などを掲載しています。



勞 05 防災·消防·安全安心

この分野の施策体系

- 1 危機管理体制を強化します
- 2 地域防災力の向上を図ります
- 3 風水害対策を推進します
- 4 大規模地震・津波対策を推進します
- 5 建築物などの耐震化を促進します
- 6 原子力防災対策を推進します

^{基本施策} **りつ** 消防・救急体制の充実

- 1 消防力の強化を図ります
- 2 火災予防を推進します
- 3 救急・救助体制の充実を図ります

基本施策

- ↑3 市民生活の安全・安心の確保
- 1 防犯活動等を推進します
- 2 交通安全対策を推進します
- 3 消費生活対策を推進します

8 85

現状と課題

市民意識調査では、安全・安心に生活できる 環境が重要視されており、この分野の重要度が 高くなっています。

被害を未然に防ぐ取組みと、災害被害を最小限に抑える取組み、被害を受けた後に迅速に復旧できる取組み、それぞれを確実に推進していくことが求められています。

市民の生命と財産を守るため、総合的な消防力の維持・強化に取り組むことが必要です。

犯罪を防ぐとともに、犯罪被害を受けた方に対するサポートの推進が必要です。

この分野の方向性

市民の生命と財産を守るため、地震や豪雨等に対する防災・減災対策を推進するとともに、消防・救急体制の充実を図ります。

また、防犯や交通安全などの日常生活における対策を進め、市民が安全・安心に暮らせるまちを目指します。

この分野の指標・目標値

分野5の指標・目標値は以下のとおりです。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	指標の定義
地震・津波対策アクション プログラム [※] の進捗率	75%	100%	127アクションの進捗率
災害時における家族の安否 確認方法を決めている率	58.5%	70.0%	家庭の防災点検アンケートにおいて、「家族の安否 を確認する手段を決めている」と回答した世帯の割合
住宅用火災警報器*設置率	81%	87%	住宅用火災警報器の設置率
交通事故件数 (幼児、小学生、中学生、高校生)	138 件	80 件以下	死亡または負傷を伴った交通事故の件数/年 (幼児、小学生、中学生、高校生)
交通事故件数 (高齢者)	378 件	230 件以下	死亡または負傷を伴った交通事故の件数/年 (高齢者)







危機管理・防災対策の推進

|基|本|施|策|の||方|向

自然災害のほか、様々な危機事象の発生に備えた危機管理体制の強化を図るとともに、地域防災力の向上や防災・減 災基盤の整備推進を図ります。

施策と主な取組み



危機管理体制を強化します

自然災害、原子力災害及び感染症など、様々な危機事象に対応するため、効率的・効果的な組織体制を構築するとともに、 関係機関との連携を進め、危機管理体制を強化します。

また、被害が発生した際における迅速な復旧・復興を図るため、被災地への職員派遣などを通じ、災害対応力の増進を図り ます。



- ■磐田市地域防災計画の推進
- ■磐田市国土強靭化地域計画の推進
- ■事業継続計画*及び各種受援計画*の策定推進
- ■同報無線や緊急速報メール、いわたホッとライン*、磐田市LINE公式アカウント*など、 情報伝達手段の多重化・多様化の推進
- ■被災地への職員派遣を通じた災害対応力の強化

02

地域防災力の向上を図ります

市民に向けた防災意識の啓発や自主防災組織の支援、消防団の体制の整備などを進めることで、防災体制を強化し、地 域の防災力の向上を図ります。

- ■自主防災組織の活動に対する支援の実施
- ■防災訓練の実施と防災意識の啓発
- ■地域に向けた要配慮者情報*の提供



風水害対策を推進します

風水害から生命・財産を守るため、適切な防災情報の提供やマイ・タイムライン*の普及促進に取り組みます。



- ■市民に向けた適切な防災情報の提供
- ■マイ・タイムラインの普及促進
- ■既存ポンプ場の更新・増設及び長寿命化の推進
- ■住宅屋根の耐風化の推進

04

大規模地震・津波対策を推進します

津波による被害が想定される地域において、一人でも多くの生命・財産を守るため、海岸堤防の整備を行うなど静岡県第 4次地震被害想定*のレベル2の津波に対応した地震・津波対策を推進します。



- ■磐田市国土強靭化地域計画の推進【再掲】
- ■地震・津波対策アクションプログラム掲載事業の推進
- ■海岸堤防の早期整備
- ■津波避難訓練の継続的な実施

05

建築物などの耐震化を促進します

災害から市民の生命・財産を守るため、公共建築物・構造物の耐震補強を実施するとともに、民間建築物などの耐震化や家庭内防災対策を支援します。



- ■公共建築物や橋梁等の耐震化の推進
- ■木造住宅の耐震化への支援
- ■家具の固定や防災ベッド*購入、耐震シェルター*設置補助など家庭内防災対策への支援
- ■水道管・重要路線の下水道管路液状化対策の推進

06

原子力防災対策を推進します

原子力災害に対する防災体制を強化するため、原子力防災訓練や広域避難を想定した訓練を実施するほか、磐田市原子力 災害広域避難計画*の課題についての検討を進め、計画の実効性の確保に努めます。



- ■磐田市原子力災害広域避難計画の課題についての検討
- ■原子力防災資機材の整備
- ■原子力防災訓練の実施











消防・救急体制の充実

基┃本┃施┃策┃の┃方┃向┃

市民の生命や財産を守るため、総合的な消防力の整備・充実を計画的に推進するとともに、多様化する救急需要に対応するため、救急体制の充実を図ります。

施策と主な取組み



消防力の強化を図ります

市民の生命・財産を守り、大規模化、複雑多様化する災害や事故に対応するため、総合的な消防体制の強化を図ります。



- ■中東遠消防指令センターの指令システムの更新
- ■消防車両や資機材の計画的な整備・更新及び貯水槽の耐震化
- ■消防団の装備の充実と団員の確保、処遇の改善
- ■消防施設 (署所) 整備個別計画*の策定・推進

02

火災予防を推進します

市民の防火意識の高揚を図るとともに、住宅用火災警報器の設置や維持管理、危険物の保安対策を推進し、火災や危険物の事故などを未然に防ぎます。



- ■防火対象物への査察の継続・強化
- ■住宅用火災警報器の設置促進などの火災予防対策の強化
- ■幼年消防クラブなどの防火団体の育成

03

救急・救助体制の充実を図ります

救急件数の増加や複雑多様化する救助需要に対応するため、人材の育成を推進するほか、車両及び資機材の計画的な整備・更新を行い救急・救助体制の充実を図ります。



- ■救急救命士*の養成
- ■救助隊員の育成
- ■救急・救助資機材の整備・充実
- ■普通救命講習*の推進
- ■救急車の適正利用について理解を求める広報活動の継続実施







市民生活の安全・安心の確保

基本施策の方向

地域の自主的な防犯活動を支援し、市民の安全・安心を確保するともに、交通事故を未然に防止するため、交通安全 活動の推進や交通安全施設の整備を進めます。

また、複雑化・高度化する消費者トラブルに対応するため、相談体制の充実を図り、消費者・生活者の安心の確保に努めます。

施策と主な取組み



防犯活動等を推進します

犯罪被害を防ぐため、不審者情報の発信や迷惑電話防止装置の普及を推進するとともに、防犯パトロールなどの自主的な防 犯活動を支援します。

また、犯罪被害を受けた方が平穏な生活に戻ることができるよう、磐田市犯罪被害者等支援条例※に基づき支援します。



- ■防犯パトロールや地域防犯活動への支援
- ■市民に向けた振り込め詐欺などの注意喚起
- ■犯罪被害者等への支援の実施

02

交通安全対策を推進します

交通安全教室や交通安全運動を推進することで、市民の意識を高め悲惨な交通事故を減らします。また、通学路などの 交通安全施設を適切に整備するとともに、自動車急発進抑制装置*の普及に取り組みます。



- ■交通安全教室の実施
- ■交通事故多発交差点などにおける交通安全施設*の整備
- ■関係機関との連携による通学路の点検・整備

03

消費生活対策を推進します

消費生活相談体制の充実・強化を図るとともに、消費者の意識啓発や学習機会を充実することで、被害の未然防止や軽減を図ります。



- ■消費生活センター*の機能の強化・充実
- ■出前講座などによる意識啓発の実施
- ■消費者協会*の活動への支援

第2章分野別計画/分野5

囫囫⊙ 都市基盤・環境

この分野の施策体系

基本施策

計画的な土地利用の推進 ()1

- 1 将来を見据え、バランスの取れた土地 利用を推進します
- 2 景観に配慮したまちづくりを進めます
- 3 地籍調査を推進します

基本施策 良好な住環境の整備

- 1 良好な居住環境を創出します
- 2 安定した市営住宅の供給を推進します
- 3 公園の整備と緑化を推進します
- 4 空き家対策を推進します

公共交通体系と道路網の整備

- 1 道路の整備・維持管理を推進します
- 2 公共交通の充実を図ります

水道水の安定供給と 下水道の整備

- 1 上下水道の経営基盤を強化します
- 2 水道施設の災害対策を推進します
- 3 下水道の未普及対策と施設の耐震 化・長寿命化を推進します
- 4 合併処理浄化槽設置を推進します

基本施策

環境にやさしい社会の確立

- 1 地球温暖化対策を推進します
- 2 自然環境の保全を推進します
- 3 環境の保全を推進します
- 4 環境教育及び環境保全活動を推進し

基本施策

快適な生活環境の確保

- 1 地域社会の生活環境問題を改善します
- 2 ごみの減量化を推進します
- 3 ごみの資源化を推進します
- 4 廃棄物の適正な処理を推進します
- 5 火葬場及び霊園の整備と適正管理を推進 します
- 6 愛玩動物の適正飼育を推進します

現状と課題

磐田市都市計画マスタープラン等の計画を推進するため、企業ニーズの把握に努め、都市機能や地域コミュニティが持続可能な土地利用を進めることが必要です。

公共交通を取り巻く環境が厳しさを増す中、 市民の日常生活に必要な移動手段を確保する ため、持続可能な公共交通体系の構築が必要で す。

道路・公園の維持管理や水道水の安定供給などにより、誰もが安全に快適に住み続けられる住環境を維持することが重要です。

人口減少等に伴い多くの空き家が発生しており、特に適切な維持管理がされていない空き家は市民の生活環境に影響を及ぼす恐れがあることから、対策に取り組むことが必要です。

地球温暖化防止のため、二酸化炭素排出量の削減が求められており、市民・事業者・行政が一体となってカーボンニュートラルの実現に向けて、具体的かつ柔軟に対応していくことが必要です。

環境にやさしい循環型社会の形成を推進する ため、ごみの減量や資源化などに引き続き取り 組むことが求められています。

この分野の方向性

誰もが住みやすいまちづくりを目指し、日常生活を支える都市基盤である道路や上下水道を整備します。 また、暮らしの利便性の向上に向けて公共交通の充実を図ります。

さらに、自然と人の共生を進めるため、自然環境の保全に努めるとともに、環境にやさしいライフスタイルや循環型社会*の構築に向けた取組みを推進し、人と自然にやさしいまちを目指します。

この分野の指標・目標値

分野6の指標・目標値は以下のとおりです。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	指標の定義
計画的な土地利用に 「満足」している市民の割合	52.3%	55.0%	市民意識調査において「満足」「やや満足」と 回答した割合
主要幹線道路の整備率	79.0%	86.0%	主要幹線道路の実施済事業費/総事業費
「磐田市は暮らしやすい」 と答える市民の割合	89.1%	90.0%	市民意識調査において「暮らしやすい」「どちらかといえば暮らしやすい」と回答した割合
汚水処理人口普及率	90.9%	95.0%	し尿・生活雑排水の処理人口 (公共下水道+農業集落排水+合併処理浄化槽)/ 住民基本台帳登録人口
住宅用太陽光 発電システムの導入件数	6,990 件	9,000 件	太陽光発電設備 (10kw未満) 導入件数 (累計)
一人一日当たりごみ排出量	741g	704g	一般廃棄物総排出量/365 日/人口 ただし、資源集団回収量を含まない。







計画的な土地利用の推進

[基┃本┃施┃策┃の┃方┃向┃

良好な環境の整備や保全に向けて、地域の特性に応じた土地の有効利用や良好な景観の形成を推進します。

施策と主な取組み

01

将来を見据え、バランスの取れた土地利用を推進します

快適で暮らしやすいまちづくりを進めるため計画的な土地利用を推進するとともに、秩序ある土地利用の誘導を図ります。 また、人口減少、少子高齢化に対応するため、本市の特性を生かした「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク*」型の都市を 目指します。



- ■磐田市都市計画マスタープラン及び磐田市立地適正化計画の推進
- ■都市計画法に基づく民間開発の推進及び農地法など関係法令に基づく適切な指導の実施
- ■磐田市土地利用事業に関する指導要綱*の適正な運用

02

景観に配慮したまちづくりを進めます

地域共有の貴重な資源である自然、歴史、文化などを次世代に引き継いでいくため、磐田市景観形成ガイドプランに基づき、景観に配慮したまちづくりを進めます。



- ■磐田市景観計画に基づく良好な景観形成への誘導
- ■屋外広告物*への適切な指導の実施
- ■景観形成モデル事業*の実施

03

地籍調査を推進します

市内の地籍の明確化を図るため、地籍調査※を計画的に進めます。

主な取組み

■地籍調査の実施(見付・掛塚・虫生・森本・森下・立野・長森・豊田西之島・池田・福田地区)



公共交通体系と道路網の整備

基本施策の方向

人や車両の円滑な移動と安全で快適な道路環境を維持し、鉄道やバスなど市民が利用しやすい公共交通体系の確保・充実 を図ります。

施策と主な取組み



道路の整備・維持管理を推進します

広域圏の交通の円滑化と市域の交流・連携を高めるため、主要道路の整備を計画的に進めます。また、道路や橋梁等の計画的な維持補修を進めるとともに、市民、団体、事業者などとの協働による道路の維持管理を推進し、安全な交通環境の確保に努めます。



- ■主要道路の計画的な整備と道路施設の長寿命化の推進
- ■まち美化パートナー制度*を活用した協働による道路等の維持管理の実施

02

公共交通の充実を図ります

市民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、デマンド型乗合タクシー*の利便性向上や自主運行バスを含む地域公共交通計画を策定し、持続可能な公共交通手段の確保に取り組みます。



- ■地域公共交通計画の策定
- ■民間バス事業者や天竜浜名湖鉄道*への支援
- ■駐車場などの適正な維持管理の推進
- ■ボランティア運送など新たな公共交通体系の研究







良好な住環境の整備

基本施策の方向

人口が減少する中で、優良な宅地の確保や空き家の利活用などを行うとともに、緑地の保全と市民の緑化意識の高揚を図り、 市民が安心して住み続けられる住環境と憩いの空間づくりを進めます。

施策と主な取組み



良好な居住環境を創出します

良好な住環境を整備し、移住・定住人口の増加を図るため、市街地整備を推進します。



- ■鎌田第一土地区画整理事業の推進【再掲】
- ■個人施行による土地区画整理事業*等の技術的援助

02

安定した市営住宅の供給を推進します

市営住宅*の快適な住環境の確保と長期的な活用を図るため、磐田市市営住宅長寿命化計画、磐田市営住宅ストック再編計画に基づき、適切に維持管理を実施していきます。

- ■市営住宅の計画的な補修・修繕の実施
- ■市営住宅の適正戸数の供給



公園の整備と緑化を推進します

磐田市緑の基本計画に基づき、花いっぱいコンクールや緑化の推進を行い、市内の良好な緑地の保全と緑化意識の高揚を図ります。

また、磐田市公園施設長寿命化計画*に基づく計画的な施設の更新等を進めるとともに、憩い空間、ふれあいの場、災害時の避難地としての機能を確保します。



- ■公園施設の計画的な更新
- ■公益財団法人静岡県グリーンバンク*などの事業を活用した緑化の推進
- ■「磐田市緑化推進委員会*」や「磐田市花の会*」などの市民活動への支援
- ■まち美化パートナー制度や公園愛護会*などによる効率的な公園の維持管理の推進

04

空き家対策を推進します

市民生活の安全・安心の確保、住環境の改善及び良好な景観の維持を図るため、空き家の発生を抑制するとともに、空き家の活用・流通を促進します。

また、空き家解体費用の助成などにより、危険な空き家の除却を推進します。



- ■空き家バンクの推進【再掲】
- ■危険な空き家の除却の推進
- ■中古建物リフォーム補助制度の推進【再掲】











水道水の安定供給と下水道の整備

基本施策の方向

安全な水を安定的に供給するとともに、快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全に資するために、上下水道施設の整備や災害対策を着実に進め、その機能を将来にわたって維持していきます。

施策と主な取組み



上下水道の経営基盤を強化します

人口減少社会の到来等による水の需要減少が想定される中、効率的な業務運営に努め、健全で持続可能な事業経営を目指し、経営基盤の強化を図ります。



- ■業務の民間委託など民間活力の導入による経費の節減
- ■定期的な上下水道料金の見直し

02

水道施設の災害対策を推進します

水道水の安定した供給を図るため、老朽化した管路の更新を計画的に進め、水道水の漏水・断水事故の防止に努めます。 また、施設・管路の耐震化を推進し、地震等の大規模災害時においても被害を防ぎ、市民生活への影響を最小限にとどめる災害対策を推進します。



- ■老朽管の更新
- ■管路の耐震化の推進
- ■水道施設の計画的かつ効率的な維持管理と長寿命化の推進



下水道の未普及対策と施設の耐震化・長寿命化を推進します

衛生的で快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の計画的な整備を推進するとともに、 施設の耐震化や計画的かつ効率的な修繕による長寿命化を図ります。



- ■下水道の計画的な整備
- ■下水道整備区域内の未接続世帯の早期接続推進
- ■管路や施設の耐震化の推進
- ■下水道施設の計画的かつ効率的な維持管理と長寿命化の推進



合併処理浄化槽設置を推進します

公共下水道及び農業集落排水事業の区域外では、合併処理浄化槽*の設置及びし尿単独処理浄化槽*から合併処理浄化槽への転換を支援していきます。



■合併処理浄化槽の新設及び転換に対する支援















環境にやさしい社会の確立

基本施策の方向

豊かな自然環境を守り、将来の世代に引き継ぐことができるよう、市民・事業者・市・関係機関が一体となって、カーボン ニュートラルの実現や環境保全に向けた取組みを推進します。

施策と主な取組み



地球温暖化対策を推進します

地球温暖化の防止に向け、新エネルギー及び省エネルギー設備普及促進奨励金制度による再生可能エネルギー*のさらなる 普及促進や、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)*の策定により、市民・事業者・行政が一体となり、二酸化炭素排出量 の実質ゼロ (カーボンニュートラル) を目指した取組みを推進します。



- ■磐田市環境基本計画の見直し
- ■カーボンニュートラルの実現を目指した計画の策定・推進
- ■住宅用太陽光発電システムなどの導入に対する支援

02

自然環境の保全を推進します

本市の恵まれた自然環境を市民共通の財産として守り育て、将来世代に引き継ぐため、桶ケ谷沼*をはじめ、森林や海岸等 の自然環境の保全や、ベッコウトンボ*をはじめとした動植物の保護活動の推進に取り組みます。



- ■桶ケ谷沼自然環境保全地域及び周辺の自然環境の保全
- ■野生鳥獣被害の防止対策を行う市民への支援
- ■桶ケ谷沼における市民との協働によるベッコウトンボ保護活動の推進



環境の保全を推進します

暮らしやすさが実感できる生活環境を目指し、大気・水質・土壌などの環境の保全を推進します。



- ■環境保全のための規制・指導・調査・啓発活動の推進
- ■大気・水質・土壌などの生活環境を良好に保つための継続監視



環境教育及び環境保全活動を推進します

環境問題の解決や自然環境の保全のため、地球温暖化防止に関する啓発事業や自然観察教室の開催などの環境教育を推進するとともに、市民や団体が行う環境保全活動を支援します。



- ■小中学生などの若い世代を対象とした地球温暖化防止のための啓発事業の実施
- ■桶ケ谷沼ビジターセンター*における自然観察教室などの開催
- ■市民や団体が行う環境保全活動への支援













基本施策 06

快適な生活環境の確保

【基┃本┃施┃策┃の┃方┃向┃

市民が快適で安心して生活できる環境を維持するため、ごみの不法投棄対策やごみの排出抑制、再利用や再資源化を進めるとともに、環境衛生関係施設の適正な維持管理等を推進します。

施策と主な取組み



地域社会の生活環境問題を改善します

地域における生活環境問題の改善を図るため、パトロールの強化による不法投棄の防止や、市民・関係機関と連携した環境 美化活動を推進します。



- ■関係部署と連携したごみの不法投棄対策・土地の適切な管理の推進
- ■市民・事業者・行政が一体となった環境美化活動の推進
- ■磐田市迷惑防止条例*を活用した意識啓発

02

ごみの減量化を推進します

ごみの正しい分別方法の周知や、食品ロスとプラスチックごみの削減に向けた取組みを推進し、市民・事業者にごみ減量 意識の啓発を図ります。

主な取組み

- ■食品ロスとプラスチックごみの削減に向けた取組みの推進
- ■生ごみ堆肥化容器*の普及推進
- ■ごみ分別アプリ*等を活用した意識啓発と情報提供



ごみの資源化を推進します

循環型社会の実現に向け、市民への3R*(リデュース・リユース・リサイクル)意識の啓発や資源回収活動等を支援し、市民・ 事業者・行政の協働によるごみの資源化を推進します。



- ■3R意識を啓発する事業の実施
- ■資源ごみ回収拠点の整備
- ■古紙等資源回収の推進とリサイクル団体への支援

04

廃棄物の適正な処理を推進します

廃棄物を適正に処理するため、効率的なごみ収集の実施、廃棄物処理施設の適正管理を進めます。



- ■民間活力を活用した効率的なごみ収集の実施
- ■ごみ集積所設置等への支援
- ■廃棄物処理施設の計画的な改修・修繕

05

火葬場及び霊園の整備と適正管理を推進します

既存の火葬場及び霊園の適正な維持管理や、計画的な改修・修繕による長寿命化を推進するとともに、将来の安定的な 運用を見据えた設備の充実策について検討を進めます。



- ■不用となった墓地の返還促進と有効活用
- ■将来の安定的な運用を見据えた設備の充実策についての検討・推進
- ■火葬場及び霊園の計画的な改修・修繕

06

愛玩動物の適正飼育を推進します

飼い犬や飼い猫の適正飼育を推進するため、飼育マナーや狂犬病予防注射の接種等について飼い主の意識向上を図ると ともに、動物愛護思想の普及啓発を進めます。



- ■狂犬病*の予防接種の徹底
- ■飼い主のいない猫の不妊及び去勢手術を行う場合の支援

贸 ○ ⑦ 行財政改革

この分野の施策体系



現状と課題

市民サービスの向上や効率的・効果的な行政 運営を推進するため、行政手続のオンライン化 などのDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進することが必要です。

社会情勢の変化に柔軟に対応しながら持続可能なまちづくりを推進するため、自主財源*や財政調整基金*残高の確保など、安定した財政基盤の確立に継続して取り組むことが必要です。

なんでも相談できる「安心できる市役所」を実現するため、様々な課題に柔軟に対応できる組織体制と職員の資質向上を促進していく必要があります。

この分野の方向性

持続可能な財政基盤の確立と効率的・効果的な行政運営や公共施設の長寿命化・適正な維持管理を 推進することにより、市民の視点に立った行財政運営、市民サービスの向上を目指します。

この分野の指標・目標値

分野7の指標・目標値は以下のとおりです。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	指標の定義
市長と市民の 対話の機会創出数	3回	8回	市長と市民の対話の場設置回数
民間企業等との連携協定数	5協定	25協定 (累計)	新たに締結した協定数 【R4からR8までの累計】
起債*残高(全会計)	1,007 億円	950億円	年度末における全会計の地方債残高
個別施設計画*の策定数	321 施設	398施設	年度末における個別施設計画の策定数
財政調整基金残高	73.7 億円	40億円を 下回らない	年度末における財政調整基金残高
「磐田市が住みやすい」と 答える市民の割合	92.4%	93.0% 以上	市民意識調査の「ずっと住み続けたい」・ 「当分の間、住み続けたい」を合わせた割合





効率的・効果的な行政運営の推進

基本施策の方向

施策・事業を評価・検証し、継続的な進行管理を行うとともに、DXや民間活力の活用の推進等により、さらに効率的・効果的な行政運営を推進します。

施策と主な取組み



市民参画を推進します

市民の市政への参画を促進するため、市民と意見交換する場や市民が市政に対して提言できる機会の充実を図ります。



- ■市長と市民との対話の機会創出
- ■パブリックコメント制度*などの取組みの推進

02

行政のDXを推進します

市民サービスの向上や行政事務の効率化を図るため、磐田市dX推進本部を中心に、行政手続のオンライン化やAI・RPAの活用の拡大などを、デジタルデバイド*対策と併せ推進します。

主な取組み

- ■行政手続のオンライン化の推進
- ■マイナンバーカード*の普及促進
- ■ビッグデータ*の活用方法の検討・実施
- ■セキュリティ対策及び個人情報の適正な取扱いの推進



民間活力を活用します

効率的で効果的な行政サービスの提供を進めるため、民間事業者等の人材・ノウハウ・資金の積極的な活用を推進します。



- ■指定管理者制度の推進
- ■民営化や外部委託、PFI*などの民間活力導入の推進
- ■民間委託などの適正な管理



広報機能の強化を図ります

市民をはじめ多くの方の本市への関心を高めるため、市長が先頭に立ったトップセールスにより様々な情報を発信するほか、市政や市の魅力を、SNSなどのさまざまな情報媒体を活用し、分かりやすく提供します。

また、本市と多様な形で継続的に関わる「関係人口」の創出や拡大の取組みを推進します。



- ■社会の変化やターゲットに合わせた情報発信媒体の活用による情報の発信【再掲】
- ■磐田市公式SNSのフォローやふるさと納税など、本市と多様な形で継続的に関わる「関係人口」
 - の創出や拡大の取組み【再掲】
- ■広報いわたやホームページの内容の充実

05

計画的な公共施設の管理を行います

財政負担の平準化と施設の有効活用を図るため、市有施設の管理コストを把握し、計画的な維持管理・更新を行います。



- ■磐田市公共施設等総合管理計画の推進
- ■公共施設等の計画的な改修、長寿命化の推進
- ■市役所本庁舎の計画的な改修、長寿命化の推進

03

広域行政・広域連携の取組みを推進します

周辺の自治体だけでなく、連携可能な自治体との多様な枠組みにより、積極的な連携・協力体制を構築し、行政課題の解決や効率的な行政運営を進めます。



- ■県域で行う後期高齢者医療や税の滞納整理事務などの推進
- ■中遠広域事務組合*でのごみ処理の推進
- ■遠州広域行政推進会議*の開催、課題の研究







持続可能な財政基盤の確立

|基 |本 |施 |策 |の | 方 | 向 |

公平かつ適正な課税と自主財源の確保の取組みによる歳入の確保、計画的な予算の編成と効率的で効果的な事業の執行などにより、しなやかな財政基盤の確立を目指します。

施策と主な取組み



市税などの自主財源の確保を図ります

本市の主要な自主財源である市税収入を安定的に確保するため、収納方法の拡大の検討や債権管理の推進を図るなど、受益者負担の適正化を進めます。



- ■適正な課税と債権管理の推進
- ■使用料の定期的な見直しの実施
- ■国民健康保険税・介護保険料の見直し

02

公有財産の有効活用と積極的な財源の確保を進めます

市有財産を経営資源として捉え、適正な管理と有効活用を推進するとともに、将来に向けた財源の確保に取り組みます。



- ■遊休未利用地の売却や有料広告等による収入の確保
- ■公有財産の活用・再編・見直しの推進
- ■ふるさと納税・企業版ふるさと納税制度*の推進

03

健全で効果的な予算編成と執行を推進します

市民のニーズを踏まえた計画的な予算の編成と執行により、健全で効果的な財政運営に努めます。



- ■しなやかな財政基盤づくり(財政調整基金の確保と、その他基金の適正な管理及び活用)の継続
- ■補助金の見直し
- ■市債の適正な管理



機動的な組織体制の構築と人材の育成

基┃本┃施┃策┃の┃方┃向┃

中長期的な政策・施策の推進や直面する行政課題に的確に対応する機動的な組織体制の構築を図るとともに、市民サービスの向上に向け、職員一人ひとりの資質の向上や意識改革を進めます。

施策と主な取組み



行政施策、課題に対応した組織再編を行います

多様化・複雑化する行政課題に迅速かつ適切に対応するため、組織横断的なプロジェクトチームの編成や地域おこし協力 隊*等の外部人材の活用など、新たな視点を持ち、効率的かつ効果的な施策推進ができる組織づくりに取り組みます。



- ■専門職や民間企業出身者の活用
- ■プロジェクトチームの編成など組織横断的な連携体制の推進
- ■地域活性化のための人材・組織の検討
- ■社会情勢の変化に的確に対応した組織体制の構築や職員の配置



職員の資質向上と職場環境の整備を推進します

様々な課題や時代の変化にしなやかに対応できる職員の育成とコンプライアンス*の徹底を推進します。 また、職員の働き方に対する意識改革を促し、ワーク・ライフ・バランス*の充実した働きやすい職場環境づくりを進めます。



- ■人材育成や職場環境の整備など人材マネジメントに総合的に取り組む方針の策定及び推進
- ■コンプライアンスの徹底
- ■テレワーク*の推進
- ■企業や市役所におけるワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進

資料編

資料1	中期財政計画
資料2	総合計画と関連する下位計画
資料3	基本施策とSDGsの関係
資料4	5つの安心プロジェクトと分野の関係
資料5	策定経過
資料6	磐田市行政経営審議会条例
資料7	磐田市行政経営審議会 委員名簿
資料8	用語解説



中期財政計画

中期財政計画は、第2次磐田市総合計画後期基本計画期間内(令和4年度から令和8年度)における歳入・歳出の項目ごとの見積もりの総量を、一般会計ベースで作成したものです。

作成にあたっては、持続的に健全な財政運営を行うことを基本に、実施計画に基づく主要事業やその他の経費の増減などを反映させるとともに、合併特例債などの国の財政支援措置についても勘案しています。

歳入・歳出の項目ごとの主な内容は以下のとおりです。



歳入

● 地方税 (譲与税・交付金を含む)

地方税については、交付実績や今後の経済見通しなどを踏まえ、現行の制度を基本として推計しています。

2 地方交付税

普通交付税については、年度ごとの税収や公債費等の算入見込みなどを考慮し推計しています。 特別交付税については、過去の交付実績を踏まえて推計しています。

❸ 分担金及び負担金

過去の実績などを踏まえて推計しています。

4 使用料及び手数料

過去の実績などを踏まえて推計しています。

5 国庫及び県支出金

投資的経費に係る部分は実施計画事業費に対応する額を計上し、その他の一般行政経費については、扶助費の増加などを勘案して推計しています。

6 繰入金

年度間の財源調整のために、財政調整基金を効率的に活用していくことや、特定目的基金を実施計画に基づく事業に活用していくことを見込んでいます。

7 地方債

実施計画に基づく事業実施に伴う合併特例債やその他の事業債、臨時財政対策債などを見込んでいます。

3 その他

その他の歳入については、過去の実績などを踏まえて推計しています。

歳出

● 人件費

今後の職員数の推移や退職者見込み、定年延長なども踏まえて推計しています。

② 物件費·維持補修費

施設の老朽化等による増加を見込むとともに、過去の実績なども踏まえて推計しています。

3 扶助費

過去の実績や少子高齢化の進展などの影響を勘案して推計しています。

4 補助費等

過去の実績などを踏まえて推計しています。

6 公債費

令和2年度までの借入分の償還予定額に、令和3年度以降の実施計画に基づく事業の実施に伴う合併特例債やその他の事業債、臨時財政対策債などの償還見込額を加えて推計しています。

6 積立金

過去の実績などを踏まえて推計しています。

7 出資・貸付金及び繰出金

特別・企業会計などの過去の実績などを踏まえて推計しています。

8 普通建設事業費

実施計画に基づく事業及びその他の普通建設事業を見込み推計しています。

留意事項

この財政計画は、令和2年度までの決算数値及び令和3年度・令和4年度の予算額を基礎として、現行の制度のもとでの 財政状況などに応じた事業を計画していますが、実施段階においては、経費の増減に加え、税制改革や交付税制度の見直し などにより、財政計画や事業を見直し、調整する必要が生じることも想定されます。

┃ 中期財政計画(令和4年度~令和8年度)・一般会計

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	市税・交付税	33,559	32,980	32,929	33,231	33,360
歳	国・県支出金	12,952	12,793	13,311	13,384	12,825
入	市債	4,796	7,460	7,286	8,389	4,039
	その他の歳入 *1	13,523	13,581	14,112	12,759	12,411
	合 計	64,830	66,814	67,638	67,763	62,635
	人件費	11,423	10,765	11,423	10,904	11,527
	退職手当を除く	10,883	10,682	10,783	10,821	10,887
	一般行政経費*2	31,835	30,942	31,369	31,822	32,353
歳	うち扶助費	13,216	13,347	13,693	14,050	14,471
出	投資的経費	7,206	8,863	10,737	10,577	4,729
	公債費	5,309	5,325	5,303	5,616	5,283
	その他の歳出 *3	9,057	10,919	8,806	8,844	8,743
	合 計	64,830	66,814	67,638	67,763	62,635

(単位:百万円)

※1 その他の歳入・・・地方譲与税、県税交付金、使用料・手数料、繰入金等

※2 一般行政経費・・・物件費、維持補修費、扶助費、補助費等

※3 その他の歳出・・・積立金、投資・出資金、貸付金、繰出金等

▲主な財政指標の推移(見込み)

令和4年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
経常収支比率		91 %程度	91 %程度 88 %程度		90 %程度	90 %程度
市債	一般会計	566億円	589億円	602億円	623億円	605億円
残高	全会計	983億円	979億円	970 億円	973 億円	941 億円
財政調整基金残高		71 億円	67億円	59億円	58億円	53億円

資料編/ 02 総合計画と関連する下位計画

→ 分野1 産業・雇用・観光・移住定住

No.	計画名	計画期間	概要
1	磐田市農業経営基盤の強化の 1 促進に関する基本的な構想	R3~R12	農業経営基盤強化促進法 (昭和 55 年法律第 65 号) に基づき、 農業の持続的な発展を図るため、農業が魅力とやりがいがある ものとなるよう、効率的・安定的な農業経営を営む担い手を育 成する計画。
	にたに関する生やいる情心		<主な内容> ・安定的な農業経営の目標設定 ・農用地の集積・利用改善に関する事項 など
2	磐田市農業振興地域整備計画	R4~R8	農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)に基づき、優良な農地を保全するとともに、各種施策を計画的に実施するための計画。
			<主な内容> ・農用地利用計画 ・農用地等の保全計画 など
	3 磐田市森林整備計画	R1~R10	森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) に基づき、本市における森林関連施策の方向性を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針等を定める計画。
3			<主な内容> ・森林整備の方法 ・森林病害虫の駆除や予防等、森林保護の方法 ・森林の保健機能の増進に関する事項 など
4	4 磐田市鳥獣被害防止計画 R3~R5	D2 - D5	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に 関する法律(平成19年法律第134号)に基づき、野生鳥獣によ る農林産物の被害の軽減や市民生活に対する被害の回避及び野 生鳥獣との共生を図るための計画。
4		nor eno	<主な内容> ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針 など ◎対象鳥獣: イノシシ、カラス、ハクビシン
			本市の産業振興施策の方向性を示した計画。
5	磐田市経済産業振興プラン	R4~R8	<主な内容> ・企業立地推進 ・新産業創出支援 ・中小企業競争力強化 ・人材育成・就労支援 ・創業・起業支援 ・交流人口拡大 ・商業・サービス業活性化 など

┃ 分野2 自治・スポーツ・文化・歴史・共生

No.	計画名	計画期間	概要
	6 磐田市スポーツ推進計画 H28〜R7		スポーツ基本法 (平成 23 年法律第 78 号) の主旨を参酌し、本市におけるスポーツの基本方針を定めた計画。
6		H28∼R7	<主な内容> ・子どものスポーツ機会の充実 ・ライフステージに応じ誰もがスポーツに親しむことができる機会の創設 ・スポーツ環境の基盤となる「人」と「場」の充実 など
	7 磐田市文化芸術興計画 (第2次)		第1次磐田市文化芸術振興計画で取り組んできた様々な施策や市民ニーズを踏まえながら、上位計画と整合を図り、今後10年間の市としての文化芸術行政のあり方を示し、それを実現するための施策を示した計画。 ②基本理念:感動と育成の文化芸術のまち
7		H30∼R9	<主な内容> 基本理念を実現するための4つの方針 ・次代の文化芸術を担う青少年等の育成を図る ・優れた文化芸術を創造・鑑賞・体験する機会を充実する ・地域の文化芸術活動をしやすい環境をつくる ・文化芸術をまちなかで活かす
		^{註計画} R3∼R7	子どもが、自ら考え、行動し、心豊かに成長していくための有効 な手段の一つである読書活動を推進するための計画。
8	磐田市子ども読書活動推進計画 (第4次)		<主な内容> ・読書に親しむ機会の提供 ・読書環境の整備と充実 ・読書活動の普及と啓発
9	般田古人族教会。改杂批准长针	_	市が取り組むべき、人権教育・啓発推進の基本理念や基本的方向性を明らかにし、市民の人権尊重を実現する責務を果たし、市民、企業、団体等とともに人権尊重の社会の実現に向けた取組みを推進していくための計画。 ②基本理念:広く市民が人権を正しく理解し、差別や偏見のない社会の実現をめざす。
9	9 磐田市人権教育・啓発推進指針		<主な内容> 人権教育・啓発推進の基本的な方向性を示している。 ア. 一人ひとりを大切にした人権教育・啓発 イ. 共生社会をめざす人権教育・啓発 ウ. 生涯学習としての人権教育・啓発 エ. 身近な問題から考える人権教育・啓発
	般田市名立ルサナザギプニン		日本人市民と外国人市民が互いに文化の違いを認め、尊重し合う多文化共生社会を推進するための指針となる計画。
10	10 磐田市多文化共生推進プラン (第4次)	R4~R8	<主な内容> ・行政情報の多言語による発信 ・外国人に対する学習支援や交流事業の実施 など

No.	計画名	計画期間	概 要
磐田市男女共同参画プラン	D4: D0	性別に捉われず誰もが活躍できる男女共同参画社会を形成する ための施策を、総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画。	
	11 (第3次) R4~R8	n4 [,] ≃no	<主な内容> ・ジェンダー平等や性的少数者に対する理解の促進 ・育児や家事における男女共同参画の推進 など
	12 磐田市文化財保存活用地域計画 R3~R11		文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号) 第 183 条の2に基づき、 市が文化財の保存活用のための具体的な取り組みを示した計画。
12		<主な内容> ・文化財の把握調査 ・文化財の保存・活用に関する課題・方針と措置 ・文化財保存活用区域(見付・掛塚)に関する事項 ・文化財の防災・防犯に関する事項 など	

→ 分野3 子育で・教育

No.	計画名	計画期間	概要
13	13 磐田市子ども・子育て支援事業 計画 (第2期)	R2~R6	子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) 第61条に基づく 市町村子ども・子育て支援事業計画であり、次世代育成支援対策推進法 (平成15年法律第120号) 第8条に基づく市町村行動計画、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく市町村行動計画としての位置づけも含む計画として策定した計画。また、子どもの貧困対策の推進に関する法律 (平成25年法律第64号) に基づく子どもの貧困対策及び母子保健計画についても定めている。 ②基本目標: みんなの手で、磐田の未来を開く子育てのまちを創ります
			く主な内容> ・人と人がつながる子育てのまち ・笑顔かがやく子育てのまち ・未来に向かう子育てのまち
			多様な保育ニーズへの的確な対応と幼児教育・保育の充実を図 るために策定する計画。
14	磐田市幼児教育・保育推進計画 (第3期磐田市幼稚園・保育園 再編計画)	R4∼R8	<主な内容> ・幼児教育・保育現場における質の向上と充実 ・多様な保育ニーズに対応した支援の拡充 ・発達支援の充実 ・環境の整備と職員体制の充実 ・施設の再編、再築の検討と実施
	15 磐田市小・中学校施設の 更新計画 R4〜		安心安全で安定した教育環境を維持するため、予防保全の観点 から長寿命化改修や大規模修繕の計画を定め、更新コストの削 減と事業量の平準化を図るための計画
15		R4~R16	<主な内容> 施設の老朽化対策と機能向上を図る。 ・屋上防水改修 ・トイレの改修 など

分野4 福祉・健康

No.	計画名	計画期間	概要
16 磐田市健康増進計画(第2次	磐田市健康増進計画 (第2次)	H26∼R5	健康増進法 (平成 14 年法律第 103 号) に基づき、本市が取り組む健康づくりの方針を示した計画。 ②基本理念:磐田市の市民がこころもからだも健やかで生涯健康に暮らすこと
			<主な内容> ・健康寿命の延伸 ・生活習慣病の発症予防と重症化予防 など
17	磐田市食育推進計画 (第3次)	H30∼R5	食育基本法 (平成 17 年法律第 63 号)に基づき策定した、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画。 ◎基本理念:磐田市の市民がこころもからだも健やかで食に感謝し生涯健康に暮らすこと
			<主な内容> ・家庭や地域、学校等における食育の推進 ・健康教育の実施 など
18	18 磐田市自殺対策計画 (第1次)	H30∼R5	自殺対策基本法 (平成 18 年法律第 85 号) に基づき策定した、 自殺の予防と防止、その家族の支援施策を計画的に推進してい くための計画。 ②基本理念:誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を 目指す
			<主な内容> ・相談窓口の設置及び普及啓発活動 ・自殺対策を支える人材の育成 など
	磐田市国民健康保険保健事業	H30∼R5	レセプト等のデータ分析に基づき、被保険者の健康保持増進の ため実施する保健事業を、効果的かつ効率的に行うための計画。
19			<主な内容> ・健康・医療情報等の分析と課題 ・保健事業の目的及び目標 ・保健事業別の実態と対策 など
20	特定健診等宇施計画 (第3期)	H30∼R5	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に 基づき、生活習慣など疾病予防のため、効率的かつ効果的な健 診等を実施するための計画。
20	20 特定健診等実施計画(第3期)	H30~R5	<主な内容> ・特定健康診査の実施 ・特定保健指導の実施 など
(第9)	磐田市高齢者保健福祉計画 (第9次) 介護保険事業計画	R3~R5	老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号)及び介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号)に基づき策定した、高齢者保健福祉及び介護等の施策の方向性を明らかにし、これらの目標に向かって市民、地域、事業者、行政等が相互に協力し、総合的に事業推進を図っていくための計画。 ②基本理念:やさしさ、ふれあい、支え合いのまちづくり ~健幸ないわた・健康長寿の実現~
	(第8期)		<主な内容> 基本目標: ・生きがいづくりと介護予防の充実 ・住み慣れた地域で暮らすための支援の充実 ・認知症施策の推進 ・高齢者支援サービスの充実

No.	計画名	計画期間	概要
			「地域共生社会」を市民や地域の多様な主体が参画し、人と人、 人と資源が、世代や分野を越えてつながることで実現するため の具体的な施策を定めた計画。
22	磐田市地域福祉計画(第3次)	H30∼R4	<主な内容> ・地域福祉を担う人材の育成 ・ふれあい、支え合い、助け合いの仕組みづくり ・自立した生活が送れる支援体制づくり など
23	23 磐田市障害者計画 (第3期)	H30~R5	障害者基本法 (昭和 45 年法律第 84 号) に基づき、障がいのある人もない人も、ともに暮らせる社会を実現するため、各分野における障害者施策などについて定めた計画。 ②基本理念: やさしさ、ふれあい、支え合いのまちづくり
			<主な内容> ・相互理解と交流の促進 ・福祉サービスの充実 など
24	磐田市障害福祉計画 (第6期) 磐田市障害児福祉計画 (第2期)	R3~R5	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)に基づき、障害者計画の中の「生活 支援」に関わる事項のうち、障害者サービスに関する3年間の 実施計画。
25	磐田市立総合病院中期計画 (第3次)	R3~R7	中東遠二次医療圏における基幹病院として、病院を取り巻く国の政策医療、内部環境・外部環境の変化に対応し、高度で良質な医療を提供し続けるとともに、医療スタッフの負担軽減、経営基盤の更なる強化を実現するための重点取組テーマを定めた計画。 ②基本理念:医療の原点は思いやり
	(第3次)		<主な内容> ・ビジョン実現に向けた取組 ・各指標の目標数値 ・目指す方向性 ・現状と課題 ・第2次中期計画の取組実績と総括 など

分野 5 防災・消防・安全安心

No.	計画名	計画期間	概 要
26	磐田市地域防災計画 26 (一般災害対策編、地震・津波 災害対策編、原子力災害対策編)	ı	災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) 第 42 条第1項に 基づき、防災に関して実施すべき事項を定め、防災活動の総合 的かつ計画的な運営を図り、市民の生命、身体及び財産を災害 から守るための計画。
			<主な内容> ・災害に対しての予防 ・応急、復旧・復興に関する事項 など
27	27 磐田市津波防災地域づくり推進計画 -	_	津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第10条第1項に基づき、「最大クラス」の津波に対し、「命を守る」ための「多重防御」の考え方のもと、津波防災地域づくりの方針・施策・実施計画として策定した計画。
			<主な内容> ・津波防災地域づくりの目標 ・地域ごとの津波防災対策推進計画 など

No.	計画名	計画期間	概要
28		H25∼R4	静岡県第4次地震被害想定を受け、一人でも多くの市民の命を守ることを減災目標に、施策体系ごとに具体的な取り組みとしてまとめた計画。
20	ンプログラム	1125 TH4	<主な内容> ・命を守るための施設等の整備 ・地域防災力の強化 ・避難生活の支援 など
29	 		水防法 (昭和 24 年法律第 193 号) 第 33 条第1項に基づき洪水 高潮・津波などによる被害を警戒、防御して、被害を軽減する ために業務の内容、役割分担、連携系統等を定める計画。
29	岩山小小の計画	_	<主な内容> ・資機材整備等による水害被害の軽減 ・水防訓練の実施・水害リスク情報の周知 など
	30 磐田市国土強靭化地域計画		国の「国土強靭化基本計画」及び「静岡県国土強靭化基本計画」 を踏まえ、平時から備えを行い、あらゆる災害が発生しようとも 市民の生命、財産を守り、被害が致命的なものにならず、迅速 に回復する強靭な本市を作り上げるために策定した計画。
30		R3∼R8	<主な内容> ・人命の保護 ・地域社会の重要な機能の維持 ・市民の財産及び公共施設の被害の最小化 ・発災後の迅速な復旧、復興 ・市民の財産及び公共施設の被害の最小化 ・発災後の迅速な復旧、復興 ・発災後の迅速な復旧、復興 など
		_	災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) 第 42 条の規定により、磐田市の地域に係る防災対策の大綱を定めた 「磐田市地域防災計画」のうち、医療救護活動に係る事項の個別計画
31	31 磐田市医療救護計画		<主な内容> ・医療救護計画の基本的な考え方 (市・県・医療関係団体及び市民等の役割、医療救護施設の区分など) ・磐田市の医療救護体制 など
			建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成7年法律第123号) 第6条第1項に基づき策定したもので、市内の建築物の耐震診断 及び耐震改修の促進を図るための計画。
32	32 磐田市耐震改修促進計画	H18∼R7	<主な内容> ・建築物等の耐震化目標 ・耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 ・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の 普及方法 など
			消防機関が災害に適切に対処できるよう、組織及び施設の整備 拡充と消防活動の万全を図るための計画。
33	磐田市消防計画	H29~	<主な内容> ・消防力等の整備に関すること。 ・防災のための調査に関すること ・防災教育訓練に関すること。 ・災害の予防、警戒及び防ぎょに関すること ・災害時の避難、救助及び救急に関すること ・その他災害対策に関すること

No.	計画名	計画期間	概要
			地域における安全な防災拠点施設として再整備を進めるため、 消防庁舎の適正な配置について検討し、市域における消防力の 継続維持を図るための指針。
34	磐田市消防庁舎適正配置方針	_	<主な内容> ①消防行政の現状と課題 ・消防職員の推移 ・各種災害出動状況 ・消防力の現状について ・各署所の現状と課題 ②消防庁舎整備の考え方 ・庁舎整備の必要性 ・基本的な方針 ③各施設(署所)整備個別計画について
			犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針。
35	磐田市犯罪被害者等支援 推進計画	R4~R8	<主な内容> 推進施策と取組内容 ・相談及び情報提供 ・付添い及び申請手続の補助 ・物品貸与 ・見舞金の給付 ・日常生活支援 ・一時保護 ・施設入所支援 ・住居支援 ・理解の促進 など
36	磐田市交通安全計画 (第 11 次)	R3~R7	交通安全対策基本法 (昭和 45 年法律第 110 号) に基づき、交通安全政策を推進し、陸上交通の安全確保を図るための指針となる計画。
			<主な内容> ・道路交通の安全についての目標、対策 など

↓ 分野 6 都市基盤・環境

No.	計画名	計画期間	概要		
37	磐田市都市計画マスタープラン	H30∼R19	都市計画法(昭和 43 年法第 100 号)第 18 条の2に基づく計画で、都市の将来像や土地利用等の方針を明らかにした、市の都市計画に関する基本的な方針。 このマスタープランに基づき、都市づくりに関連する具体的な計画の策定や事業が進められる。 ②将来都市像:まちの活力が次代に持続する都市 磐田		
			<主な内容> ・将来都市像や都市構造 ・分野別方針 (土地利用の方針、道路・交通体系の整備方針 ほか) ・地域別構想 など		
38	磐田市立地適正化計画	H30∼R19	都市再生特別措置法 (平成 14 年法律第 22 号) 第 81 条第1項 に基づく計画で、人口減少・少子高齢化社会に対応するため、 安心で快適な生活環境を確保し、持続可能な都市経営を推進す るまちづくりの指針。		
			<主な内容> ・都市機能誘導区域・誘導施設・居住誘導区域の設定 ・届出制度 など		

No.	計画名	計画期間	概要
39	磐田市景観形成ガイドプラン(磐 田市景観計画)	H23 (H26)~	市民、市民活動団体、事業者及び市が共通認識を持って、総合的に景観に配慮したまちづくりを推進するための景観行政の総合的な指針。 ②景観形成の目標:自然があふれ歴史文化が薫る暮らしの中に美しさが息づくまち磐田
			<主な内容> ・景観形成の目標と方針 ・地域別の景観形成方針 など
			空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号) 第6条に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画。
40	磐田市空家等対策計画	R4~R8	<主な内容> ・空家等の現状と課題 ・空家等対策の基本理念と基本的な方針 ・空家等に関する対策 ・目標と推進体制 など
	磐田市営住宅長寿命化計画 (磐田市市営住宅ストック再編 計画)	R4~R13	市営住宅の修繕・工事の計画、老朽化した住宅の用途廃止の計画。 令和4年度から、これまで別計画であった「磐田市市営住宅ストック再編計画」を含む。
41			<主な内容> ・維持管理を図る必要があるとされた市営住宅の外壁や屋根等の塗装、設備の更新等 ・昭和50年以前に建設された市営住宅の用途廃止 ・用途廃止を計画されている市営住宅入居者の住替え移転 など
42	磐田市緑の基本計画	H19∼R9	都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号) 第4条に基づき、緑地の保全と緑化の推進を目的として策定した計画。磐田市の緑の現状や緑の果たす役割などを踏まえ、緑の将来あるべき姿を実現するために、どのように緑を守り、育てるかを明らかにし、市民・事業者・行政が一体となって、緑豊かでうるおいのあるまちづくりを進めていくための指針となる計画。
			<主な内容> ・緑地の整備方針・指定方針 ・緑の保全及び緑化推進のための施策 など
		H21∼R7	将来にわたって安全安心な水道を安定的に供給するため、「市民 と環境を支え続ける水道」を基本理念とし、「安全」「強靭」「持 続」を政策目標として策定した計画。
43	磐田市水道事業基本計画 ・磐田市水道事業ビジョン		<主な内容> ・【安全】安全で信頼される水道 ①良質な給水水質の確保 ②水質監視の強化 ③給水装置等の管理の拡充 ・【強靭】災害に強い水道 ①施設の耐震化 ②管路の耐震化 ③バックアップ機能等の強化 ④危機管理対策 ・【持続】健全経営を維持できる水道 ①老朽化施設の更新 ②老朽化管路の更新 ③組織管理体制の効率化・強化 ④財政面の強化 ⑤漏水防止対策の実施、省エネルギー化 ⑥給水サービスの向上

No.	計画名	計画期間	概要
	磐田市生活排水処理長期計画		公共用水域の水質保全及び住環境の向上に努めるため、経済的・ 効率的な整備、適正な維持管理等について、今後の市の生活排 水処理施設整備の長期計画として策定したもの。
44		H20∼R10	<主な内容> ・基礎調査(土地利用の把握、計画人口の設定など) ・処理区域の検討(浄化槽設置状況、経済判定の手法など) ・整備スケジュールの検討 ・計画目標値の設定(公共下水道、農集排、浄化槽) など
	般田士 /工小学/ ※今州南社笠		下水道施設が南海トラフ大地震(最大震度7)に対する耐震性を確保するための耐震化計画。
45	磐田市(下水道)総合地震対策計画	R3~R7	<主な内容> ・管渠の耐震化(管口可とう化) ・マンホール浮上対策 ・処理場施設の耐震化
	磐田市下水道ストックマネジメ		下水道施設の老朽化するストックに対して、維持、修繕及び改築を計画的に実施するために策定した計画。
46	会田川下が追入下ックマネシス ント計画	H31~R5	<主な内容> ・管渠施設の維持管理、修繕、改築 ・処理場施設の維持管理、修繕、改築 など
47	磐田市環境基本計画 (第2次)	H30~R9	磐田市環境基本条例に基づき、市が目指すべき環境像を設定するとともに、それを実現するための具体的な施策や市民・事業者・市などの取り組みの方針を示す計画。 ②望ましい環境像:水と緑が彩る みんなが暮らしやすいまち 磐田
			<主な内容> 基本方針:環境保全、環境教育、地球温暖化対策 など
48	磐田市地球温暖化対策実行	R1~R5	地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号) 第 20 条の3第1項の規定に基づき、本市が実施する事務・事業 に伴い排出される温室効果ガスの削減計画。
40	計画(事務事業編)(第2次)		<主な内容> ・2019 年度から 2023 年度までの5年間の削減目標 ・目標達成に向けた取り組み など
49	磐田市一般廃棄物処理基本	R4~R13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) 第6条第1項の規定に基づき、市内で発生する一般廃棄物の処理・処分についての基本的な事項を定めた計画。
49	計画	H4~H13	<主な内容> ・ごみの排出抑制・再資源化のための方策 ・ごみの適正な処理 ・生活排水対策 など
	磐田市分別収集計画(第9期)	R2~R6	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号) 第8条第1項の規定に基づき、容器包装廃棄物の分別収集について3年ごとに定める計画。
50			<主な内容> ・各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み ・容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する 事項 など

┃ 分野7 行財政改革

No.	計画名	計画期間	概要
E-1	磐田市人材マネジメント方針	R4~R8	限られた人材を最大限活用して組織力を向上していくため、人材マネジメントの視点に立って人材育成と職員適正配置の取組みを総合的に進める。
51			<主な内容> ・人材確保 ・人材育成 ・職場環境の整備 ・職員の適正配置、処遇 など
52	磐田市公共施設等総合管理計画	H28∼R37	長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設の更新等に係る財政負担を軽減・平等化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することで行政サービスの水準を確保するための計画。 基本目標: ①効率的・効果的な管理運営 ②社会変化に応じたサービスの提供 ③安心・安全の確保 ④次世代に引き継ぐ施設の保有
			<主な内容> 3つの見直し方針 ・「財産管理」の見直し ・「質」の見直し ・「量」の見直し

全体

No.	計画名	計画期間 概要				
53	新市まちづくり計画	H17∼R7	市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号、旧・合併特例法)第5条に基づき、磐南5市町村合併協議会が作成したもので、合併後の新市のまちづくりの基本方針を定め、これに基づく計画を策定して、その実現を目指すことにより、磐南5市町村の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るための計画。			
			<主な内容> ・新市の将来像 ・まちづくりの基本目標 ・まちづくりの基本方針			
	54 磐田市まち・ひと・しごと創生 総合戦略 (第2期)	R4~R8	「磐田市人口ビジョン」で示した、あるべき将来人口を達成するために、地域の実情に応じた、5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた計画。			
54			<主な内容> 基本目標: ・みんなが活躍できるまちづくり (産業・雇用) ・移住・定住したくなるまちづくり (移住・定住) ・若い世代が家族を増やしたくなるまちづくり (子育て) ・子どもたちが健やかに成長するまちづくり (教育) ・安全・安心と住みよさを実感できるまちづくり (地域づくり)			
55	磐田市人口ビジョン	_	まち・ひと・しごと創生法 (平成 26 年法律第 136 号) に基づき、本市における人口の現状を分析し、人口減少に関する認識を市民と共有するとともに、国や静岡県の長期ビジョン及び総合戦略を勘案し、本市おける人口の将来見通しを示したうえで、今後目指すべき将来の方向を提示するもの。			
			<主な内容> ・人口の現状 ・課題分析 ・人口の将来展望 など			

資
李
滥
/
0
2
蕊
□♭
ᄜ
Ė
3
嵳
画
બ
9)
큇
타
唧
區

No.	計画名	計画期間	概 要		
			情報のデータ化や業務のICT化を推進し、市民本位の行政サービスや地域社会を再構築するために、今後の本市におけるdX推進に関する基本方針や進め方を定めた計画。		
56	磐田市dX推進計画	R4~R8	<主な内容> 基本理念 ・市民本位市民目線 ・安心・安全 ・快適なまちづくり ・産学官民共創		

基本施策とSDGsの関係

分野		基本施策	1 ### #(表)	2 新版を せ口に 【【【【	3 すべての人に 健康と確せを 一人人人	4 Robushe	5 ジェンダー平等を 実現しよう	● 安全な水とトイレ を世界中に
1.	1	元気な農林水産業の育成		•				
₩ 移業 住・	2	中小企業等の競争力強化と企業立地の推進						
定雇住用	3	産業を担う人材の育成・就労の支援					•	
移住定住 彩光・	4	交流人口の拡大と商業・サービス業の活性化						
	5	ブランド力の強化とシティプロモーションの推進						
	6	移住・定住の推進						
2.	1	コミュニティと市民活動の活性化						
文目と	2	スポーツの振興			•			
文化・歴史・共生自治・スポーツ・	3	文化の振興と歴史遺産の整備、活用				•		
一共・	4	学習機会の充実				•		
土	5	共生社会の確立				•	•	
3.	1	子ども・子育て支援の充実	•		•	•	•	
3. 子育て・	2	特色ある教育の推進		•	•	•	•	
•	3	子ども・若者の健全育成			•		•	
4.	1	地域福祉の推進	•		•			
福 祉•健 康	2	高齢者福祉の充実			•			
健康	3	障がい児者福祉の充実			•			
	4	健康づくりの推進		•	•			
	5	地域医療体制の充実			•			
5.	1	危機管理・防災対策の推進			•			
第 第 第 第 第 第 ・ ・	2	消防・救急体制の充実			•			
安・心	3	市民生活の安全・安心の確保						
6.	1	計画的な土地利用の推進						
都市	2	公共交通体系と道路網の整備						
都市基盤•環境	3	良好な住環境の整備						
境境	4	水道水の安定供給と下水道の整備			•			•
	5	環境にやさしい社会の確立			•			
	6	快適な生活環境の確保						•
7.	1	効率的・効果的な行政運営の推進						
改 革 政	2	持続可能な財政基盤の確立						
· ĽX	3	機動的な組織体制の構築と人材の育成						

7 *****-*******************************	8 量きがいも 経済成長も	9 産業と技術業新の 基盤をつくろう	10 Aや国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	1/1 海の豊かさを	15 降の扱かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
			4€>		CO	Co Australia	14 海の豊かさを 守方う	\$\frac{1}{2}	. →	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	•	•			•		•	•		•
•	•	•			•					•
	•	•	•							•
	•	•								•
	•									•
	•									•
				•						•
				•						•
				•						•
										•
	•		•						•	•
	•								•	
										•
	•		•							•
	•		•							•
										•
										•
				•		•				•
				•		•				•
				•					•	•
		•		•						•
		•		•						•
				•				•		•
				•			•			•
•				•	•	•	•	•		•
				•	•		•	•	_	•
				•					•	•
									•	
				•						



5 つの安心プロジェクトと分野の関係

分野	子どもたちの安心	暮らしと健康の安心
1. 産業・雇用・観光・移住定住		・障がい者の一般就労への移行や就労継 続の支援
2. 自治・スポーツ・文化・歴史・共生		
3. 子育で・教育	・妊婦・乳幼児相談やこども・若者相談センター事業等の推進による相談機能の強化・充実 ・就園・就学の支援から将来の就労までを視野に入れた、一貫した発達支援体制の整備 ・学府の特色を生かした小中一貫教育の推進 ・GIGAスクール構想下における1人1台端末の活用 ・市内高校生を対象とした「いわた高校生まちづくり研究所」の実施	
4. 福祉•健康		・医療や介護など自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの推進 ・地域活動支援センターの設置 ・地域生活支援拠点の設置検討 ・「かかりつけ医」や福祉・介護施設等と市立総合病院との更なる連携の強化 ・新型コロナウイルス等の感染症予防及び感染拡大防止のための予防接種の推進
5.防災・消防・安全安心		
6. 都市基盤・環境		・地域公共交通計画の策定 ・ボランティア運送など新たな公共交通 体系の研究
7. 行財政改革		

まちづくりと防災への安心	未来と仕事の安心	安心できる市役所づくり
	・新規就農者の育成や特産品(海老芋)承継事業の推進などによる担い手の確保・新たな工業用地の検討・整備・専門的な技術を持つ人材と市内企業による兼業・副業等の交流機会の創出・創業初期の様々な相談に応じるワンストップ相談窓口や専門家による創業相談、就農及び第二創業相談窓口を活用した創業支援・市内学生の地元就職を支援する事業の実施	・社会の変化やターゲットに合わせた情 報発信媒体の活用による情報の発信
		・地域課題の把握や課題解決に向けた地域計画策定の支援 ・対話による合意形成などを促進するファシリテーターの育成
・磐田市国土強靭化地域計画の推進・海岸堤防の早期整備・中東遠消防指令センターの指令システムの更新		
・上下水道施設の災害対策の推進 ・カーボンニュートラルの実現を目指した 計画の策定・推進		
・磐田市公共施設等総合管理計画の推進		・専門職や民間企業出身者の活用 ・プロジェクトチームの編成など組織横 断的な連携体制の推進 ・地域活性化のための人材・組織の検討

令和2年度

第1回磐田市行政経営審議会

第2回磐田市行政経営審議会	(書面開催)	・「第2次磐田市総合計画前期基本計画」の評価報告について	
令和3年度 第1回磐田市行政経営審議会	令和3年8月2日(月)	・人口推計について ・第2次磐田市総合計画後期基本計画(案)について(審議)	
第2回磐田市行政経営審議会	令和3年8月24日(火)	・計画案の審議 (分野1・2・3)	
パブリックコメント	令和3年9月1日(水) ~10月15日(金)	•第2次磐田市総合計画後期基本計画(案)	
第3回磐田市行政経営審議会	令和3年9月6日(月)	・計画案の審議 (分野4・5・6・7)	
第4回磐田市行政経営審議会	令和3年10月14日(木)	・計画案の審議 (全体)	
第5回磐田市行政経営審議会	令和3年11月11日(木)	・計画案の審議 (全体) ・提言書 (案) について	
磐田市行政経営審議会 提言	令和3年11月26日(金)	・提言	

日 程

令和2年9月4日(金)

主な内容

・第2次磐田市総合計画後期基本計画策定方針に

・「磐田市市民意識調査」の結果報告について

ついて

磐田市行政経営審議会条例

平成29年3月21日条例第1号

磐田市行政経営審議会条例

(設置)

第1条 磐田市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、磐田市行政経営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。
 - (1) 市の総合計画に関すること。
 - (2) 市の行財政改革に関すること。
 - (3) 市のまち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
 - (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 市民の代表者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することを妨げない。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。
- 4 審議会の会議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (部会)
- 第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。
- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、会長が指名する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - (条例施行後最初に行われる審議会の会議の招集)
- 2 この条例の施行後最初に行われる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。 (関係条例の廃止)
- 3 次に掲げる条例は、廃止する。
- (1) 磐田市総合計画審議会条例(平成17年磐田市条例第256号)
- (2) 磐田市行財政改革推進審議会条例(平成22年磐田市条例第11号)



磐田市行政経営審議会委員名簿

No.	氏 名	所 属 等	役 職	備考
1	秋元 富敏	磐田市教育委員会	委員	
2	浅野 眞人	公募		
3	井上 佳子	社会福祉法人聖隷福祉事業団 聖隷ぴゅあセンター磐田	センター長	
4	岡本 一夫	学校法人染葉学園 静岡こども福祉専門学校	講師	
5	加藤 祐二	株式会社静岡銀行 磐田支店	支店長	令和2年度
	飯田 昌弘	同上	同上	令和2・3年度
6	 杉本 達男 	静岡県西部地域局	局長	
7	鈴木 敦之	遠州鉄道株式会社 総務部	部長	
8	砂川利広	株式会社農健	代表取締役	
9	高栁 裕久	浜松磐田信用金庫	理事長	
10	竹内育代	公募		
11	永井 新次	磐田地区労働者福祉協議会	会長	
12	宮城 翔太	社会福祉法人染葉会 豊田みなみ保育園	施設長	令和2年度
	寺澤 達也	社会福祉法人浜松児童福祉園 リーザプレスクール	施設長	令和3年度
13	村上 勇夫	磐田市自治会連合会	会長	副会長
14	鷲崎 早雄	学校法人新静岡学園 静岡産業大学	学長	会長

^{※ 50} 音順 敬称略

[※]役職は令和3年11月現在。又は委員就任当時のもの。

用語解説

【数字、アルファベット】

3R (スリーアール)

環境にやさしい循環型社会の形成を推進するため、資源を無駄なく繰り返し使う考え方で、リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の3つの総称。

5G

(5th Generation)

第5世代移動通信システム。高速大容量・高信頼低遅延・多数同時接続を実現する次世代通信規格のひとつ。

8050 問題

80歳代の高齢の親と、働いていない独身の50歳代の子の世帯に生じる社会的孤立等の問題。

ΑI

(artificial intelligence)

人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現するもの。

DX (デジタルトランスフォーメーション)

(Digital Transformation)

「デジタル技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念。

GIGAスクール構想

児童・生徒1人に1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境の実現を目指す国の取組み。

IoT

(Internet of Things)

様々な「モノ(物)」がインターネットに接続され(単に繋がるだけではなく、モノがインターネットのように繋がる)、 情報交換することにより相互に制御する仕組みのこと。

LGBT

次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者(セクシャルマイノリティ)を表す言葉の一つ。 L:Lesbian (レズビアン、女性の同性愛者) G:Gay (ゲイ、男性の同性愛者) B:Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者) T:Transgender (トランスジェンダー、「身体の性」と「心の性」が一致しないため、「身体の性」に違和感を持つ人)

PFI

(Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

RPA

(Robotic Process Automation)

データの取得、照合など、これまで人間が手作業で行っていた定型的なパソコン操作を自動化するもの。

SDGs

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

17 のゴール・169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

SDGs実施指針改定版

平成 28 年に国が策定したSDGs実施指針の改定版。(令和元年改定) 2030 アジェンダの実施に係る重要な挑戦に取り組むための国家戦略。

SNS

(Social Networking Service)

Web 上で社会的ネットワーク (ソーシャル・ネットワーク) を構築可能にするサービスのこと。Facebook、LINE など。

Society5.0

サイバー空間(仮想空間) とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0) に続く新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

UCLG (United Cities and Local Governments)

国際的な地方自治体の連合組織。

Uターン促進奨学金返済支援事業

市内にリターン就職した方を対象に、大学在学中に借り入れた奨学金の返済の一部について、補助金を交付する事業。

補助額:対象経費の1/2(最大12万円/年)

対象期間: 転入後、就労開始年度の翌年度から5年間

【あ行】

空き家バンク

空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家を利用・活用したいと考える方に紹介する制度。

いきいき百歳体操

健康寿命を延ばし、1人ひとりが健康でいきいきとした生活を送ることを目指し、地域住民が主体となって取り組んでいる体操。

いわた高校生まちづくり研究所

市内高校に通う生徒を対象とした事業で、市が設定した研究テーマを調査・研究して、研究成果を企画提案として発表することで、将来のまちづくりを担う人材を育成するとともに、高校生の自由で柔軟な発想を市政に活かすことを目的としている。平成24年度から「ヤング草莽塾」として実施し、令和3年度から「いわた高校生まちづくり研究所」に名称を変更。

磐田こどもミュージカル

磐田市から全国へ向けての文化発信と子どもたちの人間育成を目的として、平成5年に活動を開始。オーディションにより入団してから約2年間の育成を経て、修了公演において育成の成果を発表している。

磐田市観光協会

市内における観光振興を進めるため、各種事業の企画、立案、運営にあたる。また、地方自治体、交通事業者、観 光事業者などとの連絡調整や、複数の観光協会による連携(協議会を結成し活動するなど)を行う。

(事務局:磐田市中泉)

磐田市急患センター

医療機関の診療時間外となる休日・夜間の急な発病やけがなど、手術や入院の必要がない比較的軽い症状の患者の応急処置を行う一次救急医療施設。訪問看護ステーション、子育て支援総合センター、地域包括支援センターを併設。 平成25年3月開設。

(所在地:磐田市上大之郷)

磐田市教育支援センター

不登校児童生徒に心の居場所を与え、生活の自立や学習への意欲化、集団への適応を促すための指導や助言、相談を行う。

(所在地:磐田市弥藤太島)

磐田市原子力災害広域避難計画

原子力災害対策特別措置法 (平成 11 年法律第 156 号) 第 28 条第1項の規定により読み替えて適用する災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) 第 40 条及び第 42 条の規定により、都道府県及び市町村が、国の防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づいて策定する計画。

磐田市地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、中部電力株式会社浜岡原子力発電所における原子力災害に備え、 磐田市全域に係る住民及び一時滞在者等の避難、一時移転及び屋内退避の判断基準、避難先、避難経路、避難手段 等について定める。

磐田市公園施設長寿命化計画

誰もが安全安心に都市公園を利用できるよう、遊具等施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化対策について定め、 維持管理費の縮減・平準化を図る計画。

磐田市社会福祉協議会

社会福祉法人磐田市社会福祉協議会

社会福祉法 (第109条)に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的として、全国、都道府県、市区町村を単位に設置された民間団体。

(事務局:磐田市国府台(磐田市総合健康福祉会館内))

磐田市情報館

ららぽーと磐田の1階にある磐田市のさまざまな魅力を発信する情報発信拠点。

(所在地:磐田市高見丘(ららぼーと磐田内))

磐田市土地利用事業に関する指導要綱

一定規模以上の土地利用にあたって、施行区域及びその周辺の地域おける災害を防止するとともに、良好な自然及び 生活環境の確保を図り、市の均衡ある発展に資するために定めている磐田市の指導基準。

磐田市花の会

公園等公共施設で花壇の管理を行い、利用者や地域に潤いとやすらぎの空間をつくるボランティア団体。

磐田市犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等基本法 (平成 16 年法律第 161 号) に基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、市民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として、令和3年に制定した条例。 (令和3年磐田市条例第3号) 犯罪被害者等の支援に関する基本的な理念や、犯罪被害者等に対する支援の内容について定めている。

磐田市文化協会

磐田市において、文化・芸術を追求する団体の活動を支援し、魅力ある郷土の芸術文化の創造と心豊かな社会の形成を目的とした団体。

(事務局:磐田市弥藤太島(磐田市豊田福祉センター内))

磐田市民文化会館「かたりあ」

旧磐田市民文化会館を移転し、令和元年度から約2年にわたり整備している文化芸術の拠点施設。

令和4年度にオープン予定。愛称は「かたりあ」

(所在地:磐田市上新屋)

磐田市迷惑防止条例

市民等及び事業者の意識の向上を図り、迷惑行為のない快適で良好な生活環境を実現することを目的に、迷惑行為の防止及び環境の美化に関し必要な事項を定める条例。(平成26年磐田市条例第32号)。

磐田市 LINE 公式アカウント

無料コミュニケーションアプリ「LINE」を活用した、本市の様々な情報を提供するサービスのこと。

磐田市緑化推進委員会

磐田市の緑化活動を推進する組織で、緑化活動団体、市民等の代表者で組織されている。

いわたぬくまるマーケット(障がい者施設製品即売会)

障害者週間 (12月3日~9日) の啓発活動と障害者施設製品の即売会を行う。市内 11 の施設や団体が、製品販売や 団体の活動などを PR しているもの。

磐田ふれあい作品展

障がいのある人の社会参加の促進と、障がいに対する理解を深めるために開催。障がいのある人の絵画、書道、工芸、写真等を展示している。

いわたホッとライン

携帯電話やパソコンなどのメール機能を利用して、市民にさまざまな情報を配信するメール配信サービス。内容は、防災や子育て、イベントなど、利用者が希望する項目を選択、登録することで、リアルタイムに情報を受け取れる。登録は無料。配信の登録や変更、削除、メール受信などにかかる通信料やパケット通信費は利用者の負担となる。

遠州広域行政推進会議

遠州地域における行政課題に関し首長同士で率直な意見交換を行うとともに、広域連携や国・県への提言等による課題解決を図ることを目的に、平成23年度に設置。

構成市町は、8市1町(湖西市、浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、牧之原市、森町)。

屋外広告物

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)に規定される、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

桶ケ谷沼

本市の東部にある県下有数の平地の淡水の沼。日本一のとんぼの生息地と言われており、71 種類 (国内にいる全種類の3分の1) の生息が確認されている。野鳥や水生植物の宝庫でもあり、静岡県自然環境保全地域に指定されている。

桶ケ谷沼ビジターセンター

桶ケ谷沼の自然環境を保全するとともに、自然環境や自然を利用した体験学習活動を行い、自然保護意識の啓発を図ることを目的に設置。桶ケ谷沼での保全活動・調査研究・教育研修活動・情報発信の拠点として利用されている。 (所在地:磐田市岩井)

オンライン研修

Web会議システムなどを用い、インターネットを通じて受講できる研修のこと。

【か行】

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

国は 2050 年までに目指すことを宣言しており、本市も同年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を表明している。

海岸堤防

防潮堤のこと。台風などによる大波や高潮、津波の被害を防ぐ堤防のこと。

介護予防・日常生活支援総合事業

「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」とで構成され、65歳以上の方の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的としている。

香りの博物館

磐田市香りの博物館

「香り」をテーマとする世界でも珍しい博物館。五感を使って楽しみながら香り文化に触れることができる参加体験型 の施設。

(所在地:磐田市立野)

かかりつけ医

その人が住む地域の病院などで、日常的に体調管理や病気の診断などを行う医師のこと。

学校危機管理マニュアル

学校において危険等が発生した際に児童生徒等の安全を確保するため、教職員がとるべき措置の内容や手順を定めたマニュアル。学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づき、全ての学校において作成が義務付けられている。

合併処理浄化槽

し尿と風呂や台所排水などの生活雑排水を併せて処理する浄化槽。公共下水道・農業集落排水区域以外の汚水処理を担うことになる。

関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と継続的に多様に関わる人々を指す言葉。

企業版ふるさと納税制度

地方公共団体が行う地方創生に係る事業に対して、企業が寄附を行った際に税額が控除される制度。

起債

国債、地方債、社債などの債券の発行や募集をすること。地方公共団体が地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 230 条の規定に基づき実施する地方債発行 (地方債を起こすこと) のこと。

キャッシュレスキャンペーン事業

キャッシュレス決済を利用した方に対し、期間を限定したポイント還元等を実施する事業のこと。地域経済の活性化やデジタル化の推進を図ることを目的としている。

キャッシュレス決済

現金を使用せずお金を払うこと。

キャリア教育

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

救急救命士

病院への搬送途上で、傷病者に対し救急車などにて救急救命処置を施し、速やかに病院へ搬送することを目的とした 国家資格。

急性期医療機能

急性期 (病気が始まり、病状が不安定かつ緊急性を要する期間) の患者に対し、状態の早期安定に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能。例えば、救命救急病棟や集中治療室などで提供している医療のこと。

狂犬病

ウイルス性の人獣共通感染症。日本においては狂犬病予防法 (昭和 25 年法律第 247 号) により、発生の予防や発生時の措置などが定められている。

緊急事態宣言

新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号) 第 32 条に規定される 「新型インフルエンザ等緊急 事態宣言」のこと。

景観形成モデル事業

街並みの景観形成を図るため区域を指定し、歴史的建築物の修理や、建築物・工作物等の修景を支援する事業。

健康格差

地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。または、日常的に介護などを必要とせず、自立した健康な生活ができる期間のこと。

公益財団法人静岡県グリーンバンク

環境緑化の重要性に対する社会の理解と認識を高めるとともに、自発的な緑化実践活動への県民意識の喚起を図り、もって緑あふれる生活環境の創造に寄与することを目的に設立された公益法人。苗木・種子の定期配布などを行っている。

뻎

公益社団法人シルバー人材センター

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)に基づき、おおむね 60 歳以上の人を対象として、 臨時的で短期的な仕事を無料で紹介する公益法人。昭和 55 年から、都道府県知事の指定により、市町村に1ヶ所設 置されている。

公園愛護会

公園の清掃や草刈り、利用者へのマナー啓発等のボランティア活動を行っている団体。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子どもの数に相当するもの。

算出式:合計特殊出生率=(母親の年齢別出生数/年齢別女子の人口)の15~49歳の合計

交通安全施設

交通の安全と円滑、交通公害防止などを目指して整備するもの。都道府県警察が整備するもの(交通信号機、交通情報板、道路標識、道路標示など)と道路管理者が整備するもの(道路照明灯、ガードレール、カーブミラー、道路案内板など)がある。

交流センター

地域で生じている防災・防犯、福祉など多くの課題を解消し、地域力の向上と地域づくり活動の一層の推進を図り、市民が「住んでよかった」と真に実感できる地域づくりを推進するため、平成27年4月から、公民館やコミュニティセンター等、類似した施設の機能を見直し、新たな「地区活動拠点施設」として一元化した。地域の活動拠点である交流センターは、地域づくり協議会の活動に対する事務支援や相談対応など、地域住民の総合的な窓口としての役割を担う。

高齢者等見守りネットワーク

高齢者等の日常生活にかかわりのある地域団体、福祉団体、民間事業所等に、日々の業務や活動の中で高齢者等の 異変に気付いた際に関係機関へ連絡をしてもらうことにより、高齢者等が住み慣れたまちで安心して暮らし続けること をサポートする事業。

コーデュロイ

ベッチンと同じ織り方だが、縦うねが特徴。保温効果が高いので冬服に使われることが多い。服を作る際にはブラシをかけた時に毛が起きるよう、逆毛を立てるように裁断をする。日本国内では90%以上が磐田市で製造されている。

国立社会保障・人口問題研究所

厚生労働省本省に設置された国立の研究機関。平成8年12月、少子・高齢化の進展、経済成長の鈍化により人口問題と社会保障との関連が一層密接となり、両者の相互関係を有機的に研究・解明することが重要となってきたことを踏まえ、国立人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって設立。

心の教室相談員

学校の教育相談体制の充実を図ることを目的に、磐田市内の小中学校に配置され、児童生徒や保護者を対象とした相談活動を行う職員。

個人施行による土地区画整理事業

宅地について所有権もしくは借地権を有する者、または宅地について所有権もしくは借地権を有する者の同意を得た者が、一人あるいは数人で共同して行う土地区画整理事業。

子育てアプリ

妊産婦と子どもの健康データの管理や予防接種のスケジュール管理、子育て情報の配信などを行うアプリ。本市でばい わた子育てアプリ」がある。

子育てサロン

主に就園前の子どもと保護者の仲間づくりを目的とし、交流センターなどを利用して、住民が主体となって定期的に行う交流活動。

子育て支援センター

小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流する「ふれあいの場」を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行う。

こども・若者相談センター

子ども・女性・若者のあらゆる相談に一体的に対応する、こども部内の組織。平成 31 年4月開設。

こども医療費

子どもを安心して育てられるよう、高校生年代までの子どもの医療費(自己負担額)の助成を行う制度。

子どもカルテシステム

児童虐待・DV・ひきこもり等に関する相談情報や母子保健、発達支援の情報を一元的に管理するシステム。

個別施設計画

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの長寿命化対策等の具体的な対応方針を定める計画。

ごみ分別アプリ

静岡産業大学との包括連携に関する協定に基づく取り組みで、静岡産業大学の学生が中心となり、市と共同で製作したアプリ。ポルトガル語や英語、ベトナム語にも対応したごみの分別検索機能等を備え、スマートフォンやタブレット端末、パソコン等で利用できる。

コミュニティ・スクール

学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するための仕組み。この制度を導入することにより、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことができる。

コロナ禍

新型コロナウイルス感染症が招いた危機的・災厄的な状況のこと。

コワーキングスペース

独立して働く個人が、机や椅子、ネットワーク設備などの実務環境を共有しながら仕事を行う場所のこと。

コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢社会の中でも、安心・健康・快適に生活でき、財政面及び経済面においても持続可能な都市を目指すため、日常生活に必要となる医療・福祉・商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの施設等にアクセスできるような都市構造のこと。

コンプライアンス

直訳すれば「法令遵守」となるが、それだけではなく「個人及び組織として社会規範の遵守」、「高い倫理観を持っての行動」などの広い意味を持つ。

【さ行】

災害拠点病院

災害時における医療提供の中核的な役割を担う医療機関。市内では磐田市立総合病院が指定されている。

災害派遣医療チーム(DMAT)

災害急性期(発生後48時間以内)に迅速に展開し、応急治療・搬送・トリアージなどの災害時医療をはじめ、被災地内の病院支援などの活動を行える専門的な訓練を受けた医師、看護師、業務調整員(救急救命士・薬剤師・臨床工学技士・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・放射線技師・社会福祉士・コメディカル・事務員等)で構成される災害医療特殊部隊。Disaster Medical Assistance Team の頭字語「DMAT」(ディーマット)と呼ばれる。

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど、自然界に常に存在するエネルギーで、永続的に利用できるもの。

財政調整基金

市が、急激な税収の落ち込みや災害の発生など、不測の事態に備えて積み立てる基金のこと。

産後ケア

出産した母親が安心して子育てができるよう、家庭の状況に応じた心身のケアや育児の専門的サポートを行うもの。

市営住宅

公営住宅法 (昭和 26 年法律第 193 号) に基づき、市が建設または借上げを行い、住宅に困窮する低所得者へ低廉な家賃で賃貸する住宅のこと。

뻎

事業継続計画

災害などの緊急事態が発生した際に、損害を最小限に抑え、事業の継続や早期復旧を図るための計画。

自主財源

地方公共団体の財源のうち、政府に依存しないで独自に調達できるもの。地方税のほか、手数料・使用料・寄附金など。

地震・津波対策アクションプログラム

磐田市地震・津波対策アクションプログラム

静岡県第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するため、津波対策をはじめ、建物被害、火災、山・がけ崩れ等の広範な地震対策の主要な行動目標として、静岡県が策定した計画を踏まえ、磐田市が策定した行動計画のこと。

静岡県第4次地震被害想定

平成 23 年に発生した東日本大震災を教訓とし、また、国が実施した南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、静岡県が策定した第4次地震被害想定。

静岡県立農林環境専門職大学

静岡県が設置する全国初の農林業分野の専門職大学。2020 年4月開校。

(所在地:磐田市富丘)

持続可能な開発目標(SDGs)

2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

17 のゴール・169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

しっぺい

磐田市のイメージキャラクター。(プロフィール 誕生日:1月20日、性別:男の子、特徴:くいしん坊、趣味:まちめぐり、スポーツ観戦、お仕事:磐田市のPR)

指定管理者制度

サービスの向上及び行政コストの縮減を目的に、NPOや株式会社などの民間事業者に公の施設の管理運営を担わせる制度。

自動車急発進抑制装置

自動車のブレーキペダルとアクセルペダルの踏み間違えによる発進や急加速を抑制する装置。

し尿単独処理浄化槽

し尿 (トイレの汚水) のみを処理する浄化槽。生活雑排水 (台所・風呂・洗濯などの排水) は処理されないまま流すことになるため水質汚濁の原因となる。浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)では、既に設置されている単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽への転換等に努めるものとされている。

市民活動センター

磐田市市民活動センター

NPOをはじめとするボランティア団体や市民活動団体などの自主的で営利を目的としない社会貢献活動を支援するために、平成 23 年1月に設置。

(事務局:磐田市見付(ワークピア磐田内))

社会動態

市内への転入及び市外への転出に伴う人口の動きのこと。

就学援助

児童生徒の小中学校への就学にあたり、経済的な問題を抱える世帯に対し、制度の要件を満たす保護者に対して給食費や学用品などの費用の一部を援助する制度。

住宅用火災警報器

火災により発生する煙又は熱をいち早く感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器。平成 18 年6月に消防法が改正され、すべての戸建住宅やアパート、マンションに設置が義務付けられている。

受援計画

被災した自治体が、他の自治体や民間団体から人的・物的支援等を受け入れるための手順や体制を定めた計画のこと

出生•死亡中位推計

人口の将来推計は、将来の出生数、死亡数などを推計することで得られる。出生率及び死亡率の将来については不確定要素が大きいため、幾つかの仮定を設け、これらを中位推計、高位推計、低位推計と呼ぶ。

ジュビロ磐田ホームゲーム小学生一斉観戦

市内小学校の5・6年生がスタジアムに集結してジュビロ磐田を応援する取組。

チームのホームタウンである磐田市に住む子供たちが、仲間と一緒に試合を観戦することで、様々なスポーツに関心を持つきっかけとすると共に、ふるさとに対する誇りや愛着を醸成することを目的に、平成22年度から継続して実施。

ジュビロ磐田メモリアルマラソン

磐田市内で行われるマラソン大会。ハーフマラソンなど、ジュビロ磐田のホームスタジアム「ヤマハスタジアム」周辺をコースとする。第 1 回大会は平成 10 年。

ジュビロ磐田メモリアルマラソン実行委員会の主催事業。

循環型社会

天然資源の消費量を減らし、リデュース・リユース・リサイクルなどにより適正かつ循環的な利用を行うことで、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。

紹介率•逆紹介率

紹介率とは、初診患者に対し他の医療機関から紹介されて来院した患者の割合のこと。

逆紹介率とは、他の医療機関へ紹介した患者の割合のこと。

【市立総合病院の推移】紹介率: 78.8%(H30) 80.8%(R1) 79.3%(R2)

逆紹介率:83.9%(H30) 86.8%(R1) 98.7%(R2)

消費者協会

消費者運動を通じて地球環境の保全と食の安全の推進を図る団体。

消費生活センター

訪問販売や架空請求など、消費生活に関する苦情・相談などを受ける消費生活相談員を配置した機関。市民相談センター内に設置。

消防施設(署所)整備個別計画

磐田市消防庁舎適正配置方針に基づく、消防署及び分遣所等の施設整備に関する計画。

食育

食に関する様々な体験を通して、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

自立支援給付

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく事業で、介護の支援を受ける「介護給付」と、日常生活や社会生活を営むために必要な訓練等の支援を行う「訓練等給付」がある。

新エネルギー及び省エネルギー設備普及促進奨励金制度

温室効果ガス排出量の削減を図るため、太陽光発電システムなどの新エネルギー及び省エネルギー設備を導入する方に対して奨励金を支給する制度。

人権擁護委員

人権擁護委員法 (昭和 24 年法律第 139 号) に基づき法務大臣から委嘱された方で、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動を行っている。

新造形創造館

磐田市新造形創造館

ガラスなどを使った体験型文化施設。体験コーナーやショップ、ギャラリーで気軽にアートと触れ合える空間を提供している。

(所在地:磐田市上新屋)

「スポーツのまち」市町村ランキング1位

ブランド総合研究所が実施する「地域ブランド調査 2021」の「スポーツのまち」として思い浮かぶ市町村ランキングで、初めて1位になったこと。

生活困窮者自立支援制度

生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティーネット」として平成27年に創設された制度。自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、学習支援事業などを自立に向けて包括的に提供していく制度。

生活支援コーディネーター

地域のニーズや資源を把握し、課題解決に向けて人づくり・つながりづくりに取組む「地域支え合い推進員」。本市では、磐田市社会福祉協議会の職員が生活支援コーディネーターとして、各地区で活動している。

成年後見制度

認知症高齢者や障がい者などの判断能力が不十分な方の権利や財産を守り、支援するための制度。

ゼロカーボンシティ

脱炭素社会に向けて、2050 年までに CO2(二酸化炭素) 排出量実質ゼロに取り組むことを表明した地方自治体のこと。

専門的コーディネーター

コーディーネーターとは、物事を調整する役の人。ここでは、ここでは、中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大 や経営改善等に関する様々な経営相談に対応する専門家のこと。

【た行】

耐震シェルター

地震で住宅が倒壊しても寝室や睡眠スペースなど一定の空間を守ってくれる装置。住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間(シェルター)を作り、安全を確保するもの。主にベッド型と部屋型があり、テーブル型、押入れ型、クローゼット型等の種類もある。

多文化交流センター

磐田市多文化交流センター

市内在住の外国人の自立支援及び市民との交流を図るため、平成 18 年に設置。子育て中の親子が集う場・市民の交流の場の提供、生活・育児などに関する相談・情報提供、子どもたちの学習支援などの活動を行っている。 (所在地:磐田市東新町)

ダンスエボリューション

小中学生や学校の先生たちにダンスに慣れ親しみ、身近に感じてもらい、その楽しさや理解を深めてもらおうと平成25年度から開催しているダンスイベント。

地域おこし協力隊

過疎や高齢化の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その 定住・定着を図ることで、地域での生活や地域社会貢献に意欲のある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・ 強化を図っていくことを目的とした制度。

地域活動支援センター

障害者総合支援法にもとづき、障害のある人を対象として創作的活動・生産活動・社会との交流促進などの機会を提供する施設。

地域雇用創造事業

企業活動の活性化による雇用の創造を目指し、企業を対象としたセミナーや求職者・在職者のスキルアップを図るセミナーなどを開催する事業。

地域生活支援拠点

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援等のための機能を持つ体制のこと。

地域づくり応援一括交付金制度

市が地域の自主的かつ主体的な地域活動を支援するため、地域課題の解決や特色を生かした魅力ある地域づくりを行う地域づくり協議会に対し、必要な経費に対する補助金等を一括して交付する制度。

地域づくり協議会

地域課題への対応、地域活動の企画や効率的な運営を担い、組織を構成する団体や地域住民が連携した活動を通して、役員の負担軽減や担い手不足の解消につなげる取組みを推進する組織。

地域包括ケアシステム

高齢者や障がいのある人など、支援を必要とする人が身近な地域で相談することができ、ニーズに対応した保健・医療・福祉などのサービスが総合的に提供される包括的な支援体制のこと。

地域包括支援センター

専門職(保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士)を配置し、高齢者の総合相談窓口として、保健、福祉、医療の連携、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う介護保険法(平成9年法律第123号)に規定された機関。 生活圏域ごとに設置され、市町村又は市町村に委託された法人が運営する。

チームオレンジ

地域の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取組み。

地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

国の「地球温暖化対策計画」に即して地方公共団体が作成するものとされている計画。大きく分けて「事務事業編」と 「区域施策編」から構成される。

区域施策編は、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画。

地産外商

地域内で採取・生産・製造された商品を地域外で流通及び販売する取組み。

地籍調査

一筆ごとの土地の所有者・地番・地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査のこと。

中遠広域事務組合

不燃性ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営並びに中遠地域振興事業の実施に関する事務を共同処理する一部事務組合。構成市町は、2市1町(磐田市、袋井市、森町)。昭和47年に設置。

中学生地域リーダー養成講座

ボランティア活動への参加を通じて、地域のリーダーとしての意識を高めるとともに健全育成を図ることをねらいとした事業。

中古建物リフォーム補助制度

自らが居住するために市内の中古建物を購入し、リフォーム工事等を行う者に対する支援制度。

中東遠消防指令センター

中東遠地域5市1町(磐田市、袋井市、森町、掛川市、菊川市及び御前崎市。5消防本部)の共同で整備した指令センター。 広域災害・大規模災害への効果的な対応や近隣消防機関との連携強化、迅速な相互応援出動などが可能となる。 (所在地:磐田市福田 (磐田市福田支所内))

デジタル庁

行政のデジタル化を推進するために新設された省庁。誰一人取り残さないデジタル社会の実現を目指す。2021年9月設置。

デジタルデバイド

(digital divide)

「情報格差」とも言われ、インターネット等の情報通信技術の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる 経済格差を指す。

デマンド型乗合タクシー

ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーの利便性と、乗り合いというバスの特徴を兼ね備えたタクシー車両による公共交通。自宅と指定の施設の間を予約のあった利用者を乗り合わせながら運行する。

テレワーク

情報通信技術を活用し、所属する職場に出社せず自宅等の離れた場所で柔軟に働く形態をいう。

電子書籍サービス

デジタルデータで作成される出版物(電子書籍)を、検索・貸出・返却・閲覧できるサービス。

天竜浜名湖鉄道

旧国鉄特定地方交通線二俣線を前身とし、静岡県遠州地方の浜名湖北岸を走る鉄道路線「天竜浜名湖線」を運営する、同線の沿線自治体などが出資する第三セクター企業。

特產品(海老芋) 承継事業

本市が日本一を誇る特産品である海老芋の生産者育成及び生産量の増加を図るため、海老芋生産者として就農を希望する研修生を募集、育成する事業。

特殊詐欺

被害者に電話を掛けるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金をだまし取る犯罪のこと。

特定健康診査

健康保険法 (大正 11 年法律第70 号) の改正によって、平成20年4月より40~74歳の保険加入者を対象として、全国の市町村で導入された健康診断。心筋梗塞や脳血管疾患、糖尿病等、生活習慣病の要因となるメタボリックシンドロームに着目した健康診断。発症リスクが高い人を対象に、生活習慣の改善をサポートすることで発症と重症化の予防を目的としている。

特定非営利法人磐田市スポーツ協会

磐田市スポーツ協会は、昭和 24 年に磐田市体育協会として設立され、磐田市民に対し、体育・スポーツの振興に関する事業を行い、健康増進に寄与することを目的とした活動をしている。 令和2年4月磐田市スポーツ協会に名称変更。 (事務局: 磐田市見付)

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

土地改良施設

農業用用排水施設、農業用道路その他農用地を保全又は利用上必要な施設のこと。

土地区画整理事業

都市計画区域(都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、一体の都市として整備、開発、保全する必要がある区域のこと)内の土地について、良好な市街地形成及び宅地利用の増進を図るため、土地の区画形質を整えるとともに、土地の活用に必要な道路や公園などの公共施設の整備改善を図る事業。

市内では、組合施行で「新貝地区」及び「鎌田第一地区」で土地区画整理事業が施行されている。(令和4年3月末時点)

【な行】

生ごみ堆肥化容器

家庭から出る生ごみの自家処理を推進するため、生ごみを分解させ、その容量を減少し堆肥化させる機能を備えたもの。

妊産婦健康診査

出産前後の母親と子どもの健康を守る妊婦健康診査と産婦健康診査を示している。

妊婦健康診査: 妊婦と胎児の健康を守り、妊娠が順調かどうかを確認するための健康診査。

産婦健康診査: 産後の経過が順調かどうかを確認するための健康診査。

認知症カフェ

認知症の人やその家族が、気軽に地域住民や専門職と相互に情報共有し、お互いを理解し合う場として開催されるカフェ。

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症などにより、誤って他人の物を壊してしまうなど、日常生活の中で法律上の損害賠償責任を負った場合に、その責任を補償する保険に市が契約者となり加入するもの。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、偏見を持たず認知症の人やその家族を見守る応援者。養成講座を受講した人が認知症サポーターになる。

農工連携

農林水産業者と工業(ものづくり)の中小企業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品や新サービスの開発や課題解決等に取り組むこと。

農福連携

農業現場での働き手不足の解消と障がい者や高齢者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組みのこと。本市における民官学の連携による取組みを「磐田版農福連携」としている。

【は行】

パブリックコメント制度

意見公募手続、意見提出制度。公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に (=パブリック) に、意見・情報・改善案など (= コメント) を求める手続のこと。

ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしていてもよい)を指す現象概念。

ビッグデータ

さまざまな種類・形式のデータによって構成された巨大なデータ群のこと。

広島平和記念式典

広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式

広島県広島市に原爆が投下された8月6日の原爆の日に広島平和記念公園で行われる、原爆死没者の霊を慰め、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を祈念するための式典。

ファシリテーター

中立的な立場から会議などの場で参加者に発言を促したり話の流れをまとめたりする人のこと。

普通救命講習

市民に心肺蘇生法などの応急手当を普及させ救命率の向上を図るため、中学生以上の磐田市民並びに磐田市内の事業所などに従事する方を対象に、心肺蘇生法、AEDの取り扱い方、異物除去法、止血法の実技及び講義を3時間で実施する講習。

ふるさと先生

平成 24 年度より小中一貫教育の推進のために、市費により市単独で雇用している教員。

ふるさと納税

「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設。 実際には、都道府県、市区町村への「寄附」。

ふれあいサロン

高齢者の介護予防や閉じこもり予防を目的とし、交流センターや自治会公会堂などを借りて、住民が主体となって定期的に行う交流活動。

フレイル

健康と要介護状態の「中間的段階」のこと。

ベッコウトンボ

国内希少野生動植物種に指定されているトンボ。桶ケ谷沼は、同種が確認できる本州最東端の生息地となっている。

放課後児童クラブ

保護者が労働などにより昼間家庭にいない概ね 10 歳未満の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって保育を行う施設で、市や社会福祉法人などが学校の余剰教室や児童館などを利用して実施するもの。

防災ベッド

地震で住宅が倒壊しても安全な空間を確保できるガードフレーム付きのベッド。

ポストコロナ

コロナウイルスが社会に存在していることを前提として、どのように共存していくのかというときに使われる言葉。

ボランティア運送

公共交通の空白地等において、市民や団体等が自家用車等を活用し、無償又は有償(実費相当額)で生活に必要な移動手段を提供する取組み。

【ま行】

マイ・タイムライン

台風や大雨の水害等、これから起こるかもしれない災害に対し、一人ひとりの家族構成や地域環境に合わせて、あらかじめ時系列で整理した自分自身の避難行動計画のこと。

マイナンバーカード

個人番号カード。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号) に基づき、住民が申請した場合に発行されるプラスチック製の IC カード。本人確認書類として利用できるほか、カードの裏面にはマイナンバーが記載されており、税・社会保障・災害対策の法令で定められた手続きを行う際の番号確認に利用できる。

まち美化パートナー制度

身近な公共空間である道路、河川、公園など公共施設の清掃や管理を、市民と行政とのパートナーシップ(協働)で行う制度のこと。

「未来の農林業」連携懇話会

静岡県立農林環境専門職大学と市内農業・工業など15団体が参加。農業者の高齢化や担い手減少が進む中、省力化や先端技術導入による生産性向上といった農林業分野の課題を掘り起こし、解決に向けて大学の研究と企業の技術をマッチングする。

民生委員・児童委員

民生委員法 (昭和 23 年法律第 198 号) により厚生労働大臣から委嘱され、各区市町村の担当地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める。「児童委員」を兼ねる。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちをも守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談支援等を行う。

迷惑電話防止装置

特殊詐欺や悪質商法の勧誘などの電話を介した詐欺被害を防止するために、通話録音機能や着信拒否機能等を有する機器のこと。

【や行】

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っている子ども。

要配慮者情報

高齢者、障がい者、乳幼児等の特に配慮を要する方(要配慮者)に関する氏名等の情報のこと。

【ら行】

リモート会議

対面ではなく、インターネットを通して映像や音声、ファイルなどのやり取りを行う会議のこと。

リモートワーク

情報通信技術を活用し、所属する職場に出社せず自宅等の離れた場所で柔軟に働く形態をいう。

老人クラブ

地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域活動を行っている。

ロコモティブシンドローム

運動器の障害のために移動機能の低下をきたした状態。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを表す。

第2次磐田市総合計画後期基本計画

発行年月日:令和4年3月

編集:磐田市企画部秘書政策課

〒438-8650 静岡県磐田市国府台 3 番地 1 **https://www.city.iwata.shizuoka.jp/**





第2次磐田市総合計画

後期基本計画

令和4年度~令和8年度

